

第六十八回 参議院文教委員会會議録第七号

昭和四十七年五月三十日(火曜日)

午前十時十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長

大松 博文君

理事

久保田 藤麿君
楠 正俊君
宮之原 貞光君
安永 英雄君

委員

金井 元彦君
志村 愛子君
内藤 三郎君
中村 登美君
永野 鎮雄君
濱田 幸雄君
宮崎 正雄君
秋山 長造君
片岡 勝治君
鈴木 美枝子君
内田 善利君
矢追 秀彦君
萩原 幽香子君
加藤 進君

國務大臣

文部 大臣 高見 三郎君

政府委員

文部 政務次官 渡辺 栄一君
文部 大臣 官房長 井内 慶次郎君
文部 大臣 官房 審議官 奥田 真丈君
文部 省 初等 中等 教育 局長 岩間 英太郎君
文部 省 管理 局長 安嶋 彌君

事務局側

常任委員会専門員

渡辺 猛君

説明員

建設省 計画 局 宅 地 部 宅 地 政 策 課 長 関口 洋君
建設省 計画 局 宅 地 部 宅 地 開 発 課 長 川上 幸郎君
建設省 住宅 局 日 本 住 宅 公 団 首 席 監 理 官 福地 稔君
自治 大臣 官 房 企 画 室 長 横手 正君

本日の会議に付した案件

○義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大松博文君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続いて質疑を行います。

○宮之原貞光君 質問、順次御発言願います。○宮之原貞光君 質問、本議案とは直接関係ないことではございませんか、きわめて重要なことではないかと思っております。

それは、新聞によりますと、中教審の新しいメンバーについて、きよりの閣議で決定したとかするとか報せられておられるわけですが、これは新聞の報ずる通りに事実であるのかどうか、まずお答え願いたいと思っております。

○國務大臣(高見三郎君) それは事実でございます。けさの閣議で承認されました。

○宮之原貞光君 そういたしますと、新しい中教審の委員のいわゆる任務というものはどういふことになりましますか。

○國務大臣(高見三郎君) ただいま予定いたしましたおりましますテーマは、學術文化の国際交流についてこの委員会に諮問をいたす予定でございます。

○宮之原貞光君 これまた私どもは新聞記事しか知らないわけでございますが、文部省は、しきりに、今度の委員は、悪評をこらむったところのいわゆる養老院的な委員ではなくして、若返ったんだということ宣言をされておられるようでございますが、委員の選考にあつたての視点と申しますか、それはどういふ観点からそういう委員をお選びになつたのか、お聞かせ願いたいと思つております。

○國務大臣(高見三郎君) 學術文化の国際交流という問題になりますと、できるだけ国際的視野の広い人を選びたいということが一つの大きなねらいであつたのであります。そこで、国際的視野というものを考えますというところ、どうも、九期までやりました中教審の答申が、皆さんの御批判になるように、ややもすると官僚的的作文になるというところであつた。これではいかぬので、相当強い反対の御意見も出してもらつたほうがよいという意識で、労働界からも、あるいは作家の中からも、いろいろな文化人を加えまして、非常に幅広い範囲で委員を求めたい、こういうつもりで発足したのであります。

○宮之原貞光君 新聞は、きより最終的にきめられたところの委員の選考の過程の中で、たとえは、いま大臣がおっしゃつたところの労働界からは太田薫君、あるいは国立大学関係からは東大の加藤学長等とも一応折衝されたけれども辞退をされた、あるいはまた、一橋大学の都留学長も何か辞退を表明されておるとか云々と、こういうふう

に報せられておられるわけですが、そういうことは事実なのかどうか。また、事実とすれば、辞退をされておられるところの人々の真意をどのように文部大臣は御理解されておるか、お伺いしておきたい。

○國務大臣(高見三郎君) 一橋大学の都留さんは、最初、参加いたしますということであつたのであります。が、大学学長に就任されるときに教授会に約束を表明されたのが、大学の経営管理に専念するという意思表示をされておられます。関係上、教授会、評議会にかけました結果が、大体半分半分で就任してもよからう就任しないほうがよからうという御意見だから、この際は約束とお

り自分は大学の管理運営に専念をいたしたいと。昨日の午後まで会議をやらせて、とうとうこの際は御辞退を申し上げると。それからまた、加藤学長は、これは私も初めからやや困難じゃないかと思つておりました。やや困難じゃないかと思つておりましたのは、加藤学長が、自分はこの問題については反対の意思は毛頭ない、むしろ積極的にやりたいと思うのだが、大学の学長という立場でやることはどうもぐあいが悪いと。だから、私の任期は来年の三月一ぱいなんだから、任期一ぱいまでは学長として専念させてもらいたい、こういう御意見でございました。それから太田さんについては、私も電話で話し合つたのですが、第九期中教審の答申について批判をしてあれを練り直すというなら出るけれども、あれはあれでこれはこれだといふのであつては出られないといふことではございませんが、私は、第九期の答申はすでに私どもが受けております。受けておりました、これをどう実行に移していくかといふことがいま私どもに課せられた仕事だと、こういうふう

な考え方をしております。したがって、今度の學術文化の国際交流というテーマの中で第九期の答申を再検討するといふようなことは私どもと

してはお約束できない。すでに答申をいただいでおいて、今度は行政庁で処理する段階になってきておられるわけでありませうから、そのいずれをとるかというようなことは、これは国民の皆さんの御意見も伺わなければなりませんけれども、それが新中教審のテーマであることは私に考えておられます。そういうふうにお答えをいたしました。それじゃ自分は出られないということ、私は非常に期待をしておたのでありますけれども、太田さんはそういう事情で御辞退になりましたというふうな関係があるわけでありませう。

○宮之原貞光君 そのういたしますと、これらの辞退をされた方々のまた補充をされたわけですか、それとも、よく言われておられるところの見切り発車をされたわけですか、どちらですか。

○國務大臣(高見三郎君) 御承知のように、委員会は二十名以下でやることになっております。現に、第二期でありましたか、委員会が十七名で発足している場合もあります。十九名で発足している場合もあります。そういう関係で、一応この辺で出発をするということにいたしました。いたしましたが、いま私はやっぱり太田さんだけはぜひ入っていただきたいという気持ちには依然として持っております。依然として持っておりますが、どうでもいやだとおっしゃるのを無理にというわけにもまいりませんので、見切り発車とおっしゃいますけれども、この辺がいいタイミングじゃないかというのできよりの閣議で承認を得た次第であります。

○宮之原貞光君 まあ世間で言われておられるところの見切り発車がされたということはあつたわけでありませうが、こういう経緯の中で今度の入選に当たった過程において大臣はどのような反省と申しますか御感想をお持ちであるか、もしおありでしたら参考のためにお聞かせをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(高見三郎君) これは、私ども、委員の予定をいたしましたときに、私は総理の内諾を得る必要がありました。こういう名簿でございま

すと。しかし、この中には三、四人は必ず断わられる方があろうという予測をいたしておりましたから、これはまだ流動的であるということをお申し上げて内諾を得た次第であります。ただ、私は、何とかして教育文化の国際交流という場に労働団体からの代表を送っていただきたいという気持ちを持っておつたのであります。これは滝田さん一人がお入りになるという結果で、太田さんに辞退されたということは、私としてはいかにも残念なことだと、こういうふうにご考慮をしております。

○宮之原貞光君 この問題は、ここでそう長く議論をしておる問題じゃありませんから、これでやめますけれども、大臣が、事教育の問題ですから、幅広い立場から入選をされようとしたところの意図については私もよく理解できるのでございませうが、やはり問題は私はその場合の選考のしかたに、一意図はわかたつたけれども、選考のしかたに、手だてと申しますか、しかたというか、そこに問題があつたんじゃないだろうかとの問題を見ております。たとえば、労働界からでしたら、同盟並びに総評という舞台があるわけですから、一直線に個人を指定するよりも、こういう適切な人があつたら君らひとつ推薦してくれぬかと、こういうことで複数の人がある程度推薦してもらつてその中から選ぶというふうには、それぞれのほんとうに団体の意向をあなたのおっしゃるところの教育問題に反映させたいとするならば、そういう配慮をしてこそ、民主的にしかもみんなの合意を得られるような入選ができると思ひます。そういう観点から考えますれば、端的に申し上げてもらうならば、若干評判の悪かつたところの前の委員にこりて、意図としては幅広く若返りさせようとしたけれども、どうもそのやり方は旧態依然たるものがあるということをお私に率直に感じておるのであります。今後の問題もあると思ひますが、そういうところまで一歩進めるならば、さらに大きく一歩を進めて、ほんとうに各界の意見が反映されるような入選ができるような配慮と申しますか、

運営と申しますか、それをやられたほうがいいのではなかつたらうかということをお強く感じておられますから、この機会にそのことだけを申し上げておきたいと思ひます。

それでは、本議題に入りまして、最初に、私は、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案と関連をいたしまして、学校統合問題につきまして若干お聞きをしておきたいと思ひます。

中教審の答申の中に、「教育の機会と教育条件の保障に関する総合的な施策」という表題があります。それで、その冒頭に、「すべての国民に対してその能力に応ずる教育の機会を均等に保障することにも、教育条件にいちじるしい格差が生じないよう措置する」と、こういうことが述べられておられるわけでございます。したがって、私は、こういう見出しとそれから冒頭のあれから見て、「教育条件にいちじるしい格差が生じないよう措置」云々と、こうあるから、たぶん、今日大きな社会的な問題になっておられますところの過疎地域の地域の問題に対しまして、この教育上の条件整備の配慮というものもあるのではないだろうか、この期待をして中を讀んでみますれば、私学とか後期中等教育とかあるいは就学前教育の問題だけが触れられておいて、肝心のその問題に触れられておらないことに対して私は非常にがっかりしたわけでございますが、申し上げるまでもなく、今日いわれられておるところの過疎過密という現象は、政府が一貫してとつてきておられるところの高度経済成長政策のひずみによつてもたらされておるといふことは、これはもう明白な事実でございます。それだけに、私は、この問題をそのまま放置しておくわけにはいかない。そういう立場から考えてみますれば、一体、文部省としては、過疎地域に対しまして、この教育行政の基本的な考え方と申しますか、施策の基本的な考え方というところをどのように考えられておるか、まずその点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 過疎過密の問題は、

御承知のとおり、ただいまの一番大きな問題でございまして、たいへん残念なことでございませうけれども、教育の面では、いろいろな社会的な現象の結果を私どもが処理するといふふうなことになるわけでございます。しかし、教育の立場といたしましては、そういうふうな社会情勢の変化というものに適応して対策を立てなければならぬといふことは言までもないことではございまして、先ほど先生が申されましたように、すべての国民に均等な教育を保障するというのが私どもの基本的な考え方でございます。過疎の問題につきましても、私どもとしましては、そういう事態が決して好ましいというふうな考えではございませぬけれども、そういう事態が起きたからには、それに対する教育的な配慮をいかなければならぬ、そう考えておられます。基本的には、先ほど申し上げましたように、すべての国民に均等な教育を保障するといふ観点からこれに対処してまいりたいというふうにご考慮をしております。

○宮之原貞光君 局長はあまりそれでは抽象的過ぎると私は思ひます。一体、過疎地域に対して、具体的に、それは予算も関連しますけれども、どういふ手だてをこしは重点的にやろう、また、過疎地域対策の教育上の一番のポイントは何だと、こういうふうにご考慮をされておられるか、その点をも少し具体的に聞かせ願ひたい。もう抽象的な答弁は要りませぬから。

○政府委員(岩間英太郎君) 過疎地域の問題は、これは小規模学校といふふうな形で私どもがごらえてまいりようなケースの問題ではないかといふふうにご考慮をされておられます。小規模学校につきましては、これはいろいろな限界がございまして、たとえば、教職員の配置とか、あるいは施設設備とか、そういうものにつきましてもなかなか困難がございまして、それから教育の指導上も、人数が少ないとかいふ点から限界がございまして、そういう意味から申しまして、小規模学校を存続するといふ場合には、これに対

していま申しましたような障害をできるだけ取り除いていくということが必要ではないかというわけでございます。それからもう一つは、先生も御指摘になりましたように、学校の統合というものが推進されます場合には、それに応じた必要な措置をとっていく。まあ二つの行き方があるのじゃないかと思ひます。

前者の場合には、教職員の定数につきましては、ただいま進行中の年次計画の中でも、小規模学校につきましては、学級編制あるいは教職員の配置につきましては特別の配慮をしたつもりでございます。これは先生も中身については御案内と思ひます。それから教材費等につきましては、五学級以下の学校につきましては普通学級よりも割り増しをかなり強くしているというところがございます。それから学校統合の場合には、これは建物の面でももちろん必要なめんどろは見られるわけでして、そのほかに、スクールバス、ポート、あるいは遠距離通学費、あるいは寄宿舎居住費、そういうものにつきまして私どものほうでできるだけの配慮をするというふうな方向をとっておるわけでございます。

○宮之原貞光君 私、過疎対策の一番のポイントは、いま初中局長が答弁されているように、小規模学校に対してどういう手だてをするか、条件の整備をしてやるかということがポイントだと思ひます。したがって、その点では意見は一致するわけでございますが、その上に立つてもう少し具体的にお聞きしたいと思ひます。少なくとも学校統合をする場合にも、その学校統合の結果が、憲法なり教育基本法の根幹でありますところの教育の機会均等、すべての国民は教育上の差別があつてはならないという立場を踏まえたものでなければならぬ、このように思ひわけでありまして、そういう立場から学校統合というものを考へてみた場合に、私は、おおよそ三つの視座——教育上というも教育効果の問題ですね。

いま一つは通学上のいろいろな問題、さらには父母の経済負担の問題ということがおおよそ考へられるわけでございますが、その中でいま御答弁をいただいたおのほ、スクールバスの問題等々、一つだけをお示ししたところの学校の教育上が申し上げましたところのいわゆる学校の教育上のいろいろな配慮の問題、あるいは通学上の問題、経済上の問題点で特に皆さんがこれは一番大事なことだと考へられていろいろ行政指導されたいところの点があれば、まずそれをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま御指摘になりました三点のうち、まず教育効果の面でございますが、それは、先ほど申し上げましたように、人数が少ないという面でもいろいろな制約がございます。たとえば人数が十人以下というふうな場合でございます。また、団体的な競技がしにくいわけでございます。体育の場合で申しますと、まあそういう面はございますけれども、また、反面、個人の指導というのはいさやうやうすといふふうな面もあると思ひます。前に文部大臣をやつておられた尾野先生も僻地の御出身だった。その他いろいろ政治家の方で僻地の御出身の方がおられますけれども、まあそういう意味で考へますと、少人数の教育の効果というのはいさやうであると思ひます。その反面、マイナスの面もあるわけでございます。その中で特に指摘をされておりますのは、先生が免許状を持たずに教えるというふうな場合がある。これに対して何とかフォローする方法はないかというふうな問題でございます。それから養護教諭等の是正の面でございますが、養護教諭等を優先的に配置すべきじゃないかというふうな面がございます。それらを考へまして、私ども、現在進行中の教職員の定数の五カ年計画におきましては、小規模学校につきまして、たとえは養護教諭をある程度優先的に配置するような計画を立てて、それから教員数の割り当てにいたしてもほかの学校よりも以上に学級担当外の教員が配置できるように配慮する、そういうふうな面

をやつておるわけでございます。それから教材の面では、先生も御案内のとおり、前にテレビ等、独自の補助をしていた場合もございますが、これは今度教材費のほうに含めまして、そういうような視察教材等を中心に設備の内容の充実をはかるといふような手だてをいたしておるわけでございます。具体的には申しますと、五学級以下の学校では普通学級の一・八倍以上の補助金が行くようになるような手だてをしておるわけでございます。これが教育の効果の面から考へまして私どもがいろいろ考へておる面でございます。

それから通学の問題につきましては、先ほど申し上げましたスクールバス、ポートのほかに、遠距離通学費というものの補助を出しております。それからさらに、実際に通えないというふうな場合、あるいは通うことが非常に負担であるというふうな場合には、寄宿舎をつくつていただきまして、寄宿舎居住費は食費に至るまで無料、実際に子供にとりましては無料で措置をいたすように私どものほうでやはり補助金を出しております。そういうふうなことにいたしまして、通学上の問題は、スクールバス、ポート、あるいは遠距離通学費、あるいは寄宿舎居住費というふうなものに対する補助でもって対処してまいりたいというふうに考へております。

それから最後の父兄の経済的な負担の問題でございます。これにつきましては、たとえは、遠距離通学費とか寄宿舎居住費、これにつきましては、父兄の負担がなくてよろしいように食費から寝具費に至るまでめんどろを見ているという点が私どもの父兄に対する負担の軽減ということでございます。また、御案内のとおり、僻地に対する給食費の特別の補助の制度もございまして、私ども、あらゆる角度から申しまして、父兄に負担がかからないように、この点につきましてもできるだけ努力をしてまいりたいというふうに考へておるわけでございます。

の文部省のお考へになつておるようだとおりに今日の学校統合というものは進められておると、このように皆さん、御理解をしていらつしやるかどうかということですが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 私ども、最近、過疎化現象の進行、深刻化に伴ひまして、学校統合がかなり多数行なわれておるといふふうな何一つおるわけでございます。それだけ多数の学校統合が行なわれておると、特に以前は私ども考へておりました小規模の学校統合ということまでそれが広がつておるといふような実情でございます。したがって、そういうふうな多数の学校統合が行なわれるということにつきましては、住民の間の意思の食い違いとかいろいろその地域社会の多少の摩擦が出てくる、それがまた学校の実際の統合に響いてあまりよくない影響を与えるというふうな点、あるいは、かなり大幅な学校統合を行ないますにつきましては、私どもが客観的に見まして少しこれでは無理が起るのじゃないかというふうな統合も出てくるというふうなことはございます。具体的には、ちょっと点が問題になつておるかというところは、ちょっと私は実例を存じませんのでお答えできないわけでございますが、こういうふうな学校統合がふえてまいりますと、やはりいろいろな問題が出てくるだらうということには予想されるわけでございます。

○宮之原貞光君 あなた自身、いま御答弁いただいたように、実は必ずしも学校統合が教育的な見地から行なわれているとは言えないと思ひます。実際には地方を回つてみますと、教育効果をあげるという立場からの学校統合なら私どもも反対する何ものもないわけでございますけれども、むしろ、教育的な配慮よりは地方自治体の財政上の問題になつておる、あるいは学校統合の問題が一つの政争の具に供されて必要以上の摩擦を生んでおるといふところも少なくないわけでございます。ここに学校統合の問題に対してもっと積極的な指導というものが行なわれなければならぬところの

大きな二つの要素があると思われているのですけれどもね。

これは一例でございますけれども、私の出身県の鹿兒島の鴨原郡に末吉中学校というのがあるんです。この末吉町は、町内の五つの中学校を非常な無理をいたしまして昨年の四月にまず名目統合をした。町内で賛否分かれまして、結局、町長選挙では、学校統合を強行した現役の町長が大敗をする、こういう事態を起している。しかし、また、一方では、現実に校舎の建築がどんどん進んでおるために、学校統合というのは既成の事実みたいな強引に推し進められているという事態をここでは生じているんです。当初この問題については、先ほど局長も指摘をしておたように、生徒が減ってしまうと小規模学校になってしまふ、小規模学校では施設設備が悪くなる、あるいは教員組織が悪くなるんだ、生徒の集団的陶冶を行なう場合に不便がある、こういう理由をあげまして強引に統合したのでありますけれども、現実にはそういう結果になっておらなす。たとえば、五つの中学校には以前はそれぞれ屋内体育館があったわけでありまして、統合して一つの体育館になりますから、屋内体育館の利用度というものはかえって非常に不便になってきておる。あるいは特別教室の問題にいたしても、特別教室の数がきわめて少なくなつてきて、むしろ無理に統合してみた場合に施設設備が悪くなつてきている、こういう事態を生んでいるんです、教育効果、教育効率の面では、また、通学距離で申しますと、五つの中学校のうちの南之郷中学校という校区があるんですが、これは驚くなけれ片道が十一キロから十八キロあるんです。子供たちは、十八キロから十五、六キロありますと、学校に来るだけで大体その日のエネルギーは消耗し尽くして、学校に来ると居眠りをする、勢い学習意欲が停滞する、教育効果があがらないという事態を現実を生んでいる。しかも、また、そういう距離ですから、下校時を早めなければならぬ。そうな

りますと、勢い学校のクラブ活動なりあるいは教師の個人指導というものが思わしくないという事態を現実を生じておるといのがこの学校の実態なんです。

もう一つ例をあげますと、同じ県内の始良郡の牧園中学校というところがあるんです。これは町内の六つの中学校を統合したんです。なるほど、行つてみますと、デラックスな三階建ての、建物だけはりっぱなのたんぼのどまん中に建っている。しかし、これは、教育上の問題、教育効果の面から見ますと、先ほど申し上げたところの諸点の問題がネックになっているのですね。その上、ここは、バスがあるんですけれども、いわゆるバスの時間帯の関係上、四時二十分までにバスに乗らなければ一番遠いところの自宅には着かない、こういうことですから、学校の授業は四時までにすべて終わらなければならぬという事態を生んでいるんです。その通学バスに乗っておるのは、生徒の約三分の一なんです。人数にして四百三十名がいま申し上げたのに該当している。それからまた、一方、自転車通学の子供も相当おるわけですが、これはずっと日本の端のほうですから、道路も整備されておらない、砂利の道が多い。御承知のように、あの辺は、いわゆる火山灰地帯ですから、道が荒い。そういうことで、この通学生にはけがが非常に多いという事態を生んで、実は先生方も頭をかかえておるといのが実態なんです。昨年の四月から十月までの約七カ月間でもこの通学生だけがしたのが二百二十八名、そのうち病院に入つたのが十六名の多きに達しておるのです。このバス代は、年間、八月を除きまして、七千七百円ですけれども、町費から二千二百円の補助がありますけれども、あとは父母の負担だと、こういうのが実例なんです。

いま私が申し上げましたのは、これは決して特殊のケースじゃないんです。過疎といつても、鹿兒島では比較的恵まれたところの地帯の統合学校の状態なんです。したがって、統合によって、さつきあなたが御答弁なされたように、教育効果もあがる、あるいは通学者のいろいろな問題点もたいして支障がないし、父母の負担にもそれ大きくかからないというならいざ知らず、こういうようなことが学校統合という大義名分のもとにどんどん進んでおるといところに私は大きな問題があると思う。したがって、これは、一歩突っ込んでみれば、六つの学校より一つの中学校のほうが財政的にどうだという財政上の問題だけからこの問題が考えられておるところに私は大きな問題点があると思う。一体こういう事態に対して、大臣はどういうふうに見ておられるのか。あるいは、いわゆる学校統合の問題は、方針さえ出せばもう地方の教育委員会なりあるいは地方自治体にまかせればいんだという形で野放しにされておるのじゃないだろうか。この面について、ほんとうに学校統合にふさわしいような学校統合をやるような積極的な指導をされておるのかどうか、そのところを私はやっぱり明確にしてみらなければ困ると思う。そういう観点からこの法案を見ますと、いわゆる統合予定校にまで今度は補助をするというわけでしょう。その精神はいいとして、無条件に予定校にまでほとんど国庫負担をふやすのだということになれば、ますます教育的な立場というよりも財政上の見地を重視するところの統合を地方自治体が進めやしないかということについて私は非常に危惧を持つものなんです。したがって、そこらあたりを一体皆さんとしてはどう考えて処置をされようとしておるのか、もう少し具体的な御答弁をお聞きしたいのですがね。

○政府委員(安嶋彌君) 学校統合につきましてただいま宮之原先生から御指摘がありましたような問題があるということは、確かに事実でございます。学校統合のねらいは、初中局長も申し上げましたように、一つは教育水準の向上ということにありうかと思ひますが、他面、学校経営の合理化と申しますか、あるいは町村財政の改善という観点のあることも、これは争えないところでございまして、かつまた、合併町村におきましては、住民意識の統一化と申しますか、それを一つにするために、従来格差があつた学校を統合したいという動きもあるようでございまして。が、その統合を進める過程におきましては、まさに先生がおっしゃつたような傾向がございまして、まさしく御指摘のようになります。鹿兒島県はその具体的な二つの例だけではなくて、全国に各県に一つ二つは同じような事例があるようでございまして。私どもは、学校統合がそういう経営上の観点だけから推進されることのないように指導はいたしておるつもりでございますが、御指摘のこともございまして、さらに教育的な観点というものを重視してこの事業を進めるように今後さらに指導をしてまいりたいというふうに考へます。

それから法案に関連することでございますが、今後は統合予定校についても補助をしたいという改正を御提案申し上げておるわけでございますが、従来は、その統合が完了したと、つまり名目的な統合が過去形になつたという形のものについてしか補助を認めていないわけでございますが、こうしたやり方でございまして、通常統合には二、三年要するわけでございますが、その間一人の校長が距離的に相当ばらばらに離れております学校のめんどうを見なければならぬというようなことで、学校の管理運営上非常に問題がございまして。そこで、今回は、条例あるいは教育委員会規則等で統合が明確に決定され、同時に、その統合の時期というものが明示されておるような場合、かつまた、そのことについて住民の了解が得られておるような場合、そういう場合に限りて予定統合に対しても補助をしたいというところでございまして。この審査の過程におきましては、ただいま御指摘のような点は十分踏まえて今後審査に当たつていきたいというふうに考へます。

○宮之原眞光君 答弁の限りでは私が反論することはないのですけれども、ただここだけのお座りの答弁であつてもらつては困るんです。文部省は、普通、いままでの例なんだけれども、何もかも都合が悪いと、これは地方教育委員会や県教

委の自主性にまかせるんだと、こう言つて、自分がやらねばならぬ場合にはその自主性を頭から押しつけさせておるといふのが、私の知る限りの文部省の指導態度なんです。少なくとも、この統合問題は、こうして国が補助をして進めようということなんです。それから、ほんとうにこの学校統合が教育的な立場、教育上の効果をいかにしてあげられるか、こういう観点はあくまでも貫いて、むちゃな統合にはちよい待ちをかけるぐらゐの相当強い指導力を発揮されてもいいんじゃないかと思ふ。したがつて、私がここで強く要請をしておきたい点は、もう少し積極的に学校統合の問題については文部省は教育委員会と話を進めていただきたい。進めるといふのは、いわゆる教育的な見地の問題なんです。そのことをまずつけ加えて申し上げておきたいと思ふ。

続いてお尋ねしなければならぬのは、先ほどの初中小局長の答弁とも関連をしますが、今度は、統合したくても統合できない僻地、離島というのがありますね。これは、当然、先ほど答弁があつたように、定数の問題が一つの大きなポイントだし、あるいは教材の問題だと思ふんですけれども、特に九州全体を考へてみますと、中学校の場合、二学級、一学級というのがわりに多いんです。これは統合したくてもできない、一つの僻地なり離島というところから、こういう点を考へてみますれば、これまた先ほど申し上げたように、定数の問題あるいは施設設備に対して積極的にやはりこの面では国のあたたい手を差し伸べて、いわゆる教育の機会均等というものが文字どおり行なわれるような配慮と申しますが、そういうことはやっておいていただきたいということをお尋ねして申し上げます。

いま一点お尋ね申し上げたい点は、寄宿舎の問題なんです。先ほど触れられた。私の手もとにあるところの資料では、中学校の寄宿舎は全国で五百四校、うち二百九十九校が豪雪地帯のいわゆる冬季学校といわれておるところのもの、二百五校が通学距離の遠いためのもの、というふう

ですが、大体その数字に中学校の場合は間違いないものかどうか、その点をお聞きいたすことと同時に、特に私はこの寄宿舎の問題は過疎地域におけるところの学校統合の問題とあわせて関係の深い問題でありますだけに、子供の通学距離、父母の財政負担というものを考へてみた場合には、寄宿舎制というものについては相当考へていく必要があると、こう見ておるのですが、その場合に、この寄宿舎の建築に対するところの国庫補助の問題なんです。この法案を見てみますと、同法の三条第一項の七号に関係をしていられる公立学校の建物で構造上危険な状態にあるという改築のみ、それから新築の場合は第三条第一項五号による直轄学校の建設の問題だけが補助の対象のようにも見受けられるのですが、そうじゃなくして、いわゆる新築云々という場合も普通の公立学校の場合もこれは補助の対象になつてくるという形になつておるのかどうか、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 法制的にはただいま御指摘のとおりでございますが、予算上の補助といたしまして四十一年度以来小中学校の寄宿舎の新増築に対する補助をいたしております。四十六年度の実績を御参考までに申し上げますと、三十八件、面積にいたしまして一万八千七百三十平米というものが補助対象になつておるわけでございます。法律的には、ただいま御指摘のございましたように、特殊学校の寄宿舎等、学校教育上必須のものについては法律上の補助対象とするということでございますが、小中学校の寄宿舎につきましてはこれは一般にそうしたものがあるということではなくて、御指摘のとおり、僻地の小規模学校に限定されておるわけでございます。そうした関係上、法律上の補助対象からは除外いたしておりますが、ただいま申し上げましたように、四十一年度以来、公立小中学校僻地集会所等の新増築事業という予算事項の中におきまして執行上予算補助をいたしておるということでございます。

なお、御参考までに申し上げますと、補助率は二

分の一でございますが、過疎統合、あるいは離島特別、豪雪地帯等におきます小中学校の寄宿舎につきましては三分の二の補助をいたしておるといふ状況でございます。

○宮之原貞光君 どうもそこがわからないんですよ。予算の執行上はやつておると。しかし、法律にはないというんですね。今度、改正の中に、学校統合の問題、僻地の対策の問題と、教育上の配慮をするというのをはきわめて大事なことだと思ふのですけれども、それは今度はいじらなかつた。しかし、予算の実際はやつておるといふ御答弁なんです。やられなかつたところの理由は何か、そこをお聞かせ願ひたい。

○政府委員(安嶋彌君) 法律上の負担制度は、これは公立学校の施設の全体についてこれを補助対象、負担対象にするということではなく、最大公約的のこの学校でも必要だといふものを補助対象にするというたてまえでございます。繰り返したくなりますが、小中学校の寄宿舎というものは、ただいま申し上げましたように、きわめて限定された地域においてのみ設けられるものでございます。法律上の補助あるいは負担の対象としなかつたということでございます。もちろん、御指摘のとおり、これをしていけないという理由は私はないと思ひますけれども、そうしたまあ特殊なところが部分的な事態でもございまして、実行上の問題として処理しておる、こういうことでございます。

○宮之原貞光君 どうもそこがわからないのです。たゞ、たとえば、この法律以外に、豪雪地帯対策特別措置法というのがありますね。これの十五条二項一号には、確かに新築の場合には豪雪地帯は三分の二という補助がありますね。あるいは過疎地域対策緊急措置法を見ますと、十条には、教職員住宅の補助が三分の二とある。しかしながら、肝心の寄宿舎という新築の場合のものは、十一条から見ると、地方債にほとんどまかされておる。何らこれに対するところの措置がない。あるいはへき地教育振興法を見ても、第六条は、

「事務に要する」云々という、事務関係の補助費しかない。言うならば、過疎地域あるいは学校統合の場合のいわゆる寄宿舎という問題については、天下暗れてと言ふところのことばが適切であるかどうかわかりませんが、大げらにこの法律に基づいてこういうところはこうやるのだと、こういうものが私にはあつてしかるべきだと思ふ。学校統合の問題について、あなたも答弁されたように、いろいろな地域で摩擦が多い、そういう中においてもしやるとすれば、子供たちの教育の問題点、寄宿舎の問題点は、こういう設備があり、こういう法律的な手当てがあるのだから、この点についてはこうなんだといつて父母の方にも理解してもらつて手だてというものが私はこの問題についてはきわめて重要だと思ふので、今度の法律にないといふのはきわめて遺憾ですけれども、早急にやはりこの問題については検討していただいて、次の機会に補強するならば補強してもらいたい、こう思ふのですが、その点、どうですか。

○政府委員(安嶋彌君) 今後十分検討いたしたいと思います。

○宮之原貞光君 そこで、次は、公立養護学校整備特別措置法の一部改正に関する法律案と関連をいたしまして、障害児教育の問題についてお伺いしておきたいと思ひます。三月の二十一日でございますが、中教審答申の趣旨に沿つて特殊教育の拡充整備に一その力を注ぐということを申されてまいつたわけですが、大臣は、一体、中教審答申の特殊教育の振興整備についての本旨をどのように理解をされて今後この問題についての拡充整備を具体化されようとして考えられておるのかどうか、そこをまず大臣からお聞きしたい。大臣、あなたが所信表明したのだから、やりなさいよ。

○政府委員(岩間英太郎君) まず、私から申し上げますが、特殊教育の基本的な考え方は、これは中教審答申にも述べられておまして、一つは教

育の機会均等というふうな考え方があつたわけでございますけれども、実際問題といたしましては、私は、こういう心身に障害のある方については、まず、社会復帰と云うのもちよつとあれでございませう、社会に適應できるような能力を養つていくということが基本ではないかというふうな気がするわけでございます。しかしながら、たいへん遺憾なことではございますけれども、特殊教育の分野というものは、ほかの教育の分野と比べてしまつた進歩が非常に遅れております。したがつて、具体的に心身に障害のある方に適切な教育を行なう現在のところは能力がないというふうな面もあつたかと思つてます。したがつて、どういふふうなやり方が特殊教育にはふさわしいのかというふうな研究開発をする必要がある、これが一つの問題でございます。

それから最後には、それは申しましたが、どうしても教育ができない、あるいはその教育の効果があつたというふうな方々も残念でございますが、ある程度社会復帰と云うことはできないにしても、内容のある実りのある人生を送つていただくということにも私ども心を用いなければいけない、そういうふうな気がするわけでございます。

特殊教育全般が非常に遅れておりますのは、その教育のやり方につきましての開発が非常に遅れていて、そのまた裏づけと申しますか、医学的あるいは心理学的な研究というものが非常に遅れていて、そういうふうな実態がございませう。これはたいへん遺憾なことではございますけれども、率直にこういふふうなことを認めざるを得ない。その上に立ちまして、現在そういうふうなお子さんをおかえておられる父兄の方々の御苦労というものを少しでも軽減するような方向をとりたいというところが私どもがたまたま考えております方向でございます。

○宮之原眞光君 昭和四十四年六月の中教審の中間報告には、この問題について、「特殊教育は、心身の障害だけに着目してその欠陥を補うという消極的態度ではなく、障害に應じながらも人間としてのすべての能力、適性を伸ばすという積極的な態度で行なわれねばならない」と、この中間報告は述べられておるのですが、去年の最終答申になりまして、「すべての国民にひとしく能力に應ずる教育の機会を保障することは国の重要な任務であつて、通常の学校教育の指導方法や就学形態には適應できないさまざまな心身の障害をもつ者に対し、それにふさわしい特殊教育の機会を確保するため、「云々」と、こういうふうな中間報告と最終答申とはだいぶ中身が違つてきておるのですが、この違つてきておるこの意味はどういう意味なんですか。両者がどう非常に違つておるというふうな理解してよろしいのか、それとも、両者は本質的には同じだというふうな理解していいのですか、どうなんですか。そこらあたりは、岩間さんは中教審の討論をわきまえておられると思つてますが、この二つのあれはどういうふうな理解されておるのか。

○政府委員(岩間英太郎君) たいへん恐縮でございますが、私はこの中教審の答申がまとめられる過程におきましてこれに参与しておらなかつたものでございませうからお答えはできませんが、趣旨といたしましては、ただいま私から申し上げましたように、この内容自体がそう変わつておるようなことではなくて、表現について変化があつたというふうな理解をしておるわけでございます。

○宮之原眞光君 私は中教審の答申には非常に批判と問題点を多く感じておるのですが、この特殊教育の分野も、少なくとも四十四年六月の中間報告は問題点を適切に押えておると見ておる。先ほど局長のほうからは、研究するのだと云うけど、教授法の問題、いろいろ言われておつたのですけれども、いわゆる心身の障害だけに着目してその欠陥をどう克服するかという消極的な問題ではなく、基本的には、みんなすべて他の子供たちと同じ

じように、それぞれの違いはあるけれども、能力なり適性というものがあつたから、それを伸ばしていくという積極的な分野の教育ということこそが特殊教育に望まれるのだということをおつた中間報告は指摘しておると思つておる。もしそのことについて同意をされておるとするならば、少なくとも今後の特殊教育と申しますか障害児教育と申しますか、この問題はそういう積極的な意欲を持たなきゃならぬと、こう思つておる。その点で二十五日の初中局長の萩原委員に対するところの答弁を見ておられますと、特殊教育というものは可能な限り普通教育の場でやるんだ、なおそれできない場合は条件をどうこうしてやるんだという筋の答弁をしておられますが、私はその限りにおいては基本的に正しいと思つておる。したがつて、そういうふうな立場からの教育というものが私は特殊教育の基本でなきゃならないと思つておる。その点、大臣、どうお考えになられますか。

○国務大臣(高見三郎君) これは、萩原先生に初中局長がお答え申し上げましたが、私どもの考え方は基本的にそのとおりでございます。

○政府委員(岩間英太郎君) ちよつと補足いたしますと、私が萩原先生にお答え申し上げましたのは、実は、ユネスコの宣言と申しますか場におきまして、そういうふうな精神薄弱の者であつても、普通の一般の方と同じように、そういう方と一緒に教育すべきであるというふうな文言がございまして、ただいま先生からも御指摘がございまして、私ども、非常に啓発されたような感じがしたわけでございます。私も、従来、そういう方はそういう方で特別な教育をするほうがむしろよろしいのじゃないかというふうな感じがしておつたわけでございますが、そういう言われ方をすると、確かに、普通人と同じように教育をする、そういう方向が正しいのじゃないか。いま宮之原先生からも御指摘がございまして、私も、私ども、そういう点では、いま申し上げましたように、普通人と一緒にと申しますか、普通人と同じような考え方で特殊教育については対応をする

ということが一つの基本的な考え方じゃないかというふうな気がするわけでございます。

○宮之原眞光君 その点でさらにお聞きいたしたんですが、学校教育法の第七十一条は、特殊教育の目的を、幼小中高校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うため云々というふうな規定をしておられますね。実は、私は、この「準ずる教育」云々というのにはどうも語感が悪いと思つておる。感じが、「準ずる」という表現ですと、一般的には一つの水準があつて、水準よりもちよつと低いところ、まあ優勝、準優勝というふうなことはあつたられるように、特殊教育というものはそういうふうな教育なんだという感じがしてならないです。実は、これは私一人だけじゃなくて、私もいろいろ関係者の会合を開きますと、やはりその問題について関係者がだいたいひつかかつておる。また、この問題については、六十五国会の本院の内閣委員会でもこれを指摘され、当時の宮地初中局長は、適切なことばがあれば訂正するのによぶふかでないという答弁をされておる。また、政務次官の西園さんとも趣旨のことを言われておるんですが、この点、どうなんですか、その後文部省ではこの用語の問題について特殊教育のあり方の基本的な問題と関連をして何か検討されたことがあつたかどうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 私、途中から引き継いだものでございませう、その点についてはまだ聞いておりませんが、具体的に課のほうで検討を進めておるのじゃないかと思つておる。先生も御指摘になりましたように、法律のこととは違つた、とりよりによりましたは非常に冷たいことばがあるわけでございます。そういう意味から申しまして、先生のおっしゃることは私も十分理解できるわけでございますし、そういうことでまた御指摘もございましたので、今度は私も中心になりましてこういう問題について一応検討してみたいというふうな考えです。

用語をできるだけ使って、あまり解釈に幅がでないようにというふうな基本的な考え方もあろうと思ひます。学校教育法の体系の中では「準ずる」ということは一般的な使用されているわけではございまして、そういうふうなワクからはずれた新しいことばを使うことは、現実の理解を促進するといふ意味では非常の有効であらうと思ひますけれども、学校教育法という法律の体系の中で違つた用語を使うといふこと、それについてはまた法制局等専門家の意見も十分聞いてみなければならぬといふふうな考へておきます。

○宮之原貞光君 私は、法律用語としてはわかるんですが、ただ、少なくともそういう条件にあるところの子供たち、あるいはそれぞれの御両親からすれば、やはり、この問題は、スムーズにと申しますか、ストンと落ちるものがないのです。何か段が下がるみたいな感じを持っていないといふことは、いなめないところの事実でございます。しかも、先ほど私が申し上げたことと皆さんの考へ方と全く一致とするならば、特殊教育のあり方方の問題からしてもこれは若干議論をしてもいいといひ、もし用語上できないとするならば、指導の面でどうするかという点を明確にして行政に当たつてもらいたい、こういう点を強くこの機会に申し上げておきたいと思ひます。

なお、このことと関連していま一つ引つかつておるのは、特殊教育という概念の問題なんです。この用語も、やはりそういうふうな響きがないでもない、普通・特殊と、こういうことになりまますとすね。したがって、私は、この点を考へるならば、むしろ、特殊教育というよりも、これは障害の子供たちから、障害児教育といふふうなほうがもう名実ともにびつたりするのではないか、これも思つておられるんです。この問題も何もここで初めて問題になるのではなく、六十一国会の衆議院の文教委員会でもこの問題は議論されておることなんです。四十四年の四月二日の議事録を見ますと、こういうかっこうになつておられるんですよ。憲法二十六条の教育権は、障害

の有無によつて差別されることのない徹底的な国民の権利である、したがつて、特殊教育といふのはスベシナルエデュケーションではなく、エデュケーション・フォー・ハンディキャップの意味で、名は体をあらわすといふのが、この用語は適切でないと思はれるかどうなのか、こういう質問に対して、当時の文部大臣の坂田さんは、(レン)ケラー(女史)の母校のパーキンズ盲学校の卒業生のミスター・スミスターの例をあげながら人間の可能性の偉大さをとりと述べておられると同時に、この質問の趣旨に全面的に賛意を表して、ことばといふものはいろいろ誤解を招いたりあるいは適切でなかつたりしますので、今後十分検討したい旨答弁をされておられるんですね。ただここだけじゃなくて、また六十五国会においても、本院の内閣委員会で、政務次官の西岡さん、同時に、坂田さんは当時病氣であつたようでございまして、秋田文相代理という形で秋田さんが答弁をされておられます。やはりこの問題についていろいろの言ひ方をしていられる。むしろこれは障害児教育といふことばが適切じゃないか、と、こういうことも答へておられるんですね。私は、この問題は、ただ検討しますというだけでは、何も特殊教育から障害児教育といふふうなことばを変えたつて大きな障害があるわけじゃないです。それから、どうでしようか、この問題あたりは、それがそ合意を得る前に前向きに検討されてはいかかどうかと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) よくわかりました。私も検討し、また、関係者の意見も聞いてみたいと思ひます。ことばと申しますのは、ある方が非常にいいことばだと思はれて、ある方はこれはどうも感じとして悪いという感じの問題がかなりあると思ひます。したがつて、これは一番多くの方が支持されるようなことばといふのが一番よろしいのじゃないかという感じがあるわけでございます。それからたとえば国立特殊教育総合研究所というのがあると思ひますが、そういう

の権利である、したがつて、特殊教育といふのはスベシナルエデュケーション・フォー・ハンディキャップの意味で、名は体をあらわすといふのが、この用語は適切でないと思はれるかどうなのか、こういう質問に対して、当時の文部大臣の坂田さんは、(レン)ケラー(女史)の母校のパーキンズ盲学校の卒業生のミスター・スミスターの例をあげながら人間の可能性の偉大さをとりと述べておられると同時に、この質問の趣旨に全面的に賛意を表して、ことばといふものはいろいろ誤解を招いたりあるいは適切でなかつたりしますので、今後十分検討したい旨答弁をされておられるんですね。ただここだけじゃなくて、また六十五国会においても、本院の内閣委員会で、政務次官の西岡さん、同時に、坂田さんは当時病氣であつたようでございまして、秋田文相代理という形で秋田さんが答弁をされておられます。やはりこの問題についていろいろの言ひ方をしていられる。むしろこれは障害児教育といふことばが適切じゃないか、と、こういうことも答へておられるんですね。私は、この問題は、ただ検討しますというだけでは、何も特殊教育から障害児教育といふふうなことばを変えたつて大きな障害があるわけじゃないです。それから、どうでしようか、この問題あたりは、それがそ合意を得る前に前向きに検討されてはいかかどうかと思ひますが、いかがなものでしょうか。

うのは、これはつまらぬことではございませうけれども、やはり名前を変えていかなきやならぬといふふうな、いろんな問題がございまして、そういうことを総合的に私どもで検討させていただきます、関係者の意見も聞きたいと思ひます。ただ、法律束をさしていただきたいと思ひます。ただ、法律の改正、また用語の改正などは、これは機会がなるとなかなかできないことではございませうけれども、一応私どもとしての意見をまとめておくといふことをいたしてみたいと思ひます。

○宮之原貞光君 それは、ことばに対するところには賛否あるといふことは、私も承知してある。あるいは、えてして官庁といふのは自分の般にとり込めたりがちなから、そういう、陋習もないではありませぬから。しかしながら、ほんとうに障害があるところの子供たちという立場に立つて、そういう立場から人間から見ればそういう用語の問題、ぐらゐ、こゝろお互いに思ひがちなんですけれども、少なくともこの教育といふものは、そういう立場に立つてやるとするならば、決してこれはおざなりにできないところの問題だ、こゝろ思ひませぬか。検討しますといふことだけの答弁じゃなくて、また次の機会には聞きますから、どうぞひとつそれまでにはある程度前向きのことを出していただきたい。あるいはまた、方向性といふものを出していただきたい。場合によつては、たとえばこういう種類の問題は懇談会あたりいろいろな意見を交換するといふのも、教育効果をあげる、教育そのものをよくするためにいいんじゃないか、こゝろ思ひますので、その点十分ひとつ御検討願ひたいと思ひます。

ところで、障害児教育の現状でございませうが、先般の文教委員会はあなたも委員の質問に答へて大まか答弁をされたおつたんですが、これの実際数といふものはどうなんですか。私の手元には四十五年五月一日現在のおたくの発表の数字があるわけでありませうが、こゝろのものがありませうか。あつたら、概要でいいですから、お聞か

せ願ひたいと思ひます。
○政府委員(岩間英太郎君) 四十六年の五月一日現在の数字を申し上げます。
特殊教育の就学の推定対象者でございませうが、これは、萩原先生にもお答へ申し上げましたように、約五十三万、正確に申しますと五十二万九千四百四十四、それに対して就学者が十六万三千四百四十七でございまして、就学者が三〇・九〇％ということになつておるわけでございます。

ただ、これは、小学校中学校のいわゆる義務教育段階の数字でございまして、たとえば視覚障害は就学者が四〇・九〇％、聴覚障害が六五・〇％、それから精神薄弱が四一・九〇％、肢体不自由が五七・二〇％、これに対して病弱・虚弱が一・二〇％と二〇％、言語障害が五・八〇％、情緒障害が一・二〇％といふふうな、内容に非常にばらつきがあるわけでございます。

それからこの就学者でたとは視覚障害、聴覚障害の率が低いようではございませうけれども、いわゆる盲学校、聾学校に就学させるべき者といふのは就学者が一〇・〇％でございませう。その関係の数字を申し上げますと、特殊教育の諸学校に対する就学を要する者の推定対象数は六万五千五百七十六、これに対して、就学者が三万七千四百七十一、就学者率が五七・二〇％でございませう。先ほど申し上げましたように、盲学校、聾学校は一〇・〇％、それに対して、精神薄弱が三〇・三〇％、肢体不自由が七四・二〇％、病弱・虚弱が二九・〇％といふふうな数字になつておられます。

○宮之原貞光君 いま四十六年の五月一日現在の数字をおおよそのあれをお聞きしたのでありますが、こゝろなりませう、四十五年の五月一日が、在学者が十六万二千六十二人、就学者が三〇・八〇％と、こゝろなりしておられます。一年たつてもわずか〇・一％しかふえておらないと、こゝろいう形になつておるのですね。なおまた、厚生省が出したところの去年の十一月二十六日の「厚生白書」なりあるいは総理府の四十六年度の「青少年白書」等を見ますと、また

るように、ほんとうにそいう心身に障害があるところの子供たちの教育は大事だといふなら、もつとも文部省が積極的に四十八年度と約束をされたならば、あるいは七年のものも五年に縮めるくらいは意欲を持っていただきたいと思ふんです。

しかも、義務制のほうへ持っていくには、本法案を見ますと、一県一校に対するところの三分の二の補助なんです。未設置県に対する。これでは少し消極過ぎると思ふんです。さらに一歩を進めていただいて、最低限は一県一校かもしれないけれども、どんな義務化の方向にやりたいというならば、一県一校ではできないですから、たくさんおれの県はつくろうといふ県に対してこの法律を適用して、五つつくろうと思ふところには五つに三分の二の補助をするというように前向きにこの法律を改めぬことには、これはまた義務化も日暮れて道遠しと、こりうかっこうにならざるを得ないと思ふんです。ですから、私は最終的には賛成でありますけれども、この法律には積極性が一つもない。冒頭に私は特殊教育をどういうふうに考えていらつしやいますかと申しておる。消極的な態度ではだめですよ、もう少し積極性を持たせなさいと言つたのはこれにもある。この法案は、まだ一回もやつていないところには三分の二やりましよう。積極的にその県で意欲を燃やしてもつとそいう施設と学校をつくらうというところは、恩典に浴しないわけですよ。だから、私は、この機会に、一県一校というふうに限らないで、一つ一つの希望のあるところには積極的に三分の二補助をするという方向のものが次の機会にはやはり法改正として出てくるように皆さんに御検討を願ひし、大臣にも最後のお約束を願ひて質問を終わりたいと思ひますが、どうですか、大臣。

○国務大臣(高見三郎君) 非常にいい御提言でございます。私も、一県一校というたまで三分の二補助というふうなことでなかなか容易なことじゃないだろうと。ただ、今度は、管理局長に

もよく言つてあるのでございますが、各県でつくりたい県には補助金なんか少ししほつてみたらどうかという話もしておるくらいに相当強力な指導をやつておるつもりであります。坂田大臣が申されました四十八年度は未設置県というものをなくしようという御意見、私もよく知つております。それに立脚いたしました七年度計画というものを進めておる次第であります。そいう意味では、いま宮之原さんの言われたような方向に向かつて、七年を五年に、あるいは五年を三年にするというふうな方向でできるだけ強く進めていきたい、かように考えております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○補正後君 ちよつと関連して。いま宮之原委員の御質問でございますが、先ほどの用語——ことばのことです。それは文部省のほうでも研究をするというお話でございますが、それに関連いたしました、ああいう欠陥を持たれた御両親の気持ちというのには非常にデリケートなものがございます。養護学校というのなると使つておいて、学級となるとわざわざ特殊教育と、こり言つておるんです。一般の普通教育とまざつて特殊教育というところに入れていられる御両親なんか、どうも、気がひけるというか、肩身が狭いということがございまして、わざわざ学校のときに養護学校と言ひらんだから、学級のときも養護学級と言ひらさそうなるものだが、わざわざ特殊教育というふうなことを使つておる。何かそりう方に対する愛情が欠けておるような気がいたしました。この点はまあ養護教諭とまぎらわしいから、養護といふことばを使わないのかもしれません。別にまぎらわしくてもかまわないのじゃないかと思ふんです。答弁は要りませんから、それもあわせて御研究を願ひたいと思ひます。

○矢追秀彦君 初めに、法案に入ります前に、先ほど質問が出ておつたようであります。私ちよつとおりませんのでしたので重複になりましたこと

に恐縮でありますけれども、本日の閣議で中教審の新しいメンバーが了承されたということ伺いました。それについて報告を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(高見三郎君) 本日の閣議で、第十期中教審の委員が承認されました。

○矢追秀彦君 了承されたメンバーについて御報告をいただきたいんですけれども。

○国務大臣(高見三郎君) これはアイウエオ順になつておりますが、

- (演出家) 浅利 慶太さん
- (作家) 有田 一寿さん
- (京都大学教授) 梅棹 忠夫さん
- (東京工業大学助教授) 江頭 淳夫さん
- (作家) 遠藤 周作さん
- (日本国際教育協会理事長) 小川 芳男さん
- (上智大学教授) 大泉 孝さん(再任)
- (評論家) 扇谷 正造さん
- (社会学者) 加藤 秀徳さん
- (成蹊大学教授) 久保田キヌさん
- (神奈川県教育委員会委員長) 高村 象平さん
- (全日本労働総同盟顧問) 滝田 実さん
- (国立教育研究所長) 平塚 益徳さん(再任)
- (新日本製鉄株式会社副社長) 藤井 丙午さん(再任)
- (国際文化会館専務理事) 前田 陽一さん
- (早稲田大学総長) 村井 資長さん
- (日本学術振興会理事長) 吉識 雅夫さん

以上十八名でございます。

○矢追秀彦君 前々から新聞報道によりますと、太田薫氏、あるいは加藤総長、あるいは都留教授等に働きかけをされて、それが辞退をされ

て、十八人のままで見切り発車をする、こりうことではございまして、現在のままでこの第十期はやつていかれるおつもりですか。

○国務大臣(高見三郎君) 私は労働界の代表はもう一人ぜひほしいものだと思つております。それから東京大学の加藤学長は、来年度学長をやめたら参加してもいいからという御意見でございます。一応その辺のところを目ざして、これでもう固定してしまつてあとはやらぬというところはいいし、必要があれば必要に応じて入れるつもりでございます。

○矢追秀彦君 必要があれば必要に応じて入れるというところは、労働界の代表との話がつき、加藤総長がおやめになつた時点において入れる、こりう解してよろしいですか。

○国務大臣(高見三郎君) これはまあこれからの委員会の運営の問題でありますから、私はできることなら労働界から一人入つていただきたいと思ひます。加藤さんにもぜひ参加していただきたいという気持ちを持っております。これは大体任期を二年と、二年間に答申を出してもらつたという期間をするつもりでございます。その間においてよろしければ考えたいと、こりう考えます。

○矢追秀彦君 いまの大臣のお話だと、どうもあまり積極性があるというふうには受け取れないです。できればとか、必要があればとか、まあ入つてもらいたい希望である、こりういうふうな発言でありますので、ぜひ労働界から入れたたい、そのためには労働界の代表と話をしてしかるべきメンバーを出してもらつたことばはこの一年以内にはきめて入れたたい、こりういうふうな意向でないように受け取るのですけれども、その点はいかがですか。

○国務大臣(高見三郎君) いま閣議決定をやつたばかりでありまして、いますぐだれをどうするといふような具体的な話はこの席では避けたいと思ひます。けれども、私がそりう意思を持つておることは矢追さんには御理解いただけるのじゃないかと、こりう思ひますので、さよう御承知をいた

だきたい。

○矢追秀彦君 欠員といいますが、二十人以上ということですから、別にかまわないと思うのですが、その大臣の希望が全面的に今回は入らずして、いわゆる見切り発車といわれておりますが、後退された理由はどうかと尋ねておられますか。要するに、文部大臣、もうあと寿命が残りませんので、その間に何とか発足をして次にパトントンタッチをしたいという御意向なのか、その辺はいかがですか。

○国務大臣(高見三郎君) 昨年六月十三日でありましたが、第九期の委員から、今後の学校教育のあり方について四年間にわたる長期間の検討についての御報告をいただきました。これはこれからこれをどう行政の上に反映させていくかということをお考えの責任は私にもあるわけでありまして。私は中教審の新しいメンバーというものに大きな期待をかけておりました、その意味から申しまして、これはこの際任命しておくほうがいいだろうというので任命をいたしましたわけでございます。

○矢追秀彦君 新し中教審に対する諮問事項は、現在どういうお考えですか。

○国務大臣(高見三郎君) 今度の中教審のテーマは、私は、学術教育の国際交流というものを中心に、まあことばの表現はどうなるか知りませんが、学術教育文化の国際交流についての方策を考えてもらいたい、こういう諮問をするつもりでございます。

○矢追秀彦君 いまの国際交流ないしは国際協力という諮問になりますと、政府全体の姿勢ということが非常に大事になってまいりますけれども、今後文部大臣としてどういった中教審の大きな課題を諮問されるにあたって、現在の政府の外交政策というものを対して相当の意図で注文をつけなければならぬと私は思うわけですが、これはいろいろ政府とわれわれと考へ方が違ふ点もあるかと思ひますが、いわゆる政府全体の外交からいって問題がかなり出てくると思ひます。そういう面については大臣はどういうふうにお

考えになつておるか、その点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(高見三郎君) 国家体制の異なる国もありまして、一がいかに言い切れないかもしれませんが、私には、事教育に関する問題、事文化に関する問題に国境はないほうがいいと。お互いに力を合わせてやっていきたい。これは外交上いろいろな問題があるし、それはまた委員の皆さん方からの御答申もいろいろ出てくるだろうと思ひます。けれども、私は、教育文化というような問題は、これは万国共通のものとして国境を越えても果たしていかなければならないと、かように考へております。したがって、委員の選考にあたりまして、できるだけ幅広く見識をお持ちになつておられる方という方針で進めております。

○矢追秀彦君 国交の回復している国は問題ないと思ひますが、いわゆる未承認国についてどういふふうな態度で臨まれようとしておられますか。中華人民共和国、あるいは朝鮮民主主義人民共和国、あるいはベトナム民主共和国、そういう国々、あるいは日本と未承認国とのいろいろ国際協力、いわゆる日本と未承認国とのいろいろ国際協力、いま、大臣は、国境はないんだと、こう言われましたが、この点については特にどういふ姿勢でこれから臨まれますか、お伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(高見三郎君) 私は、学術の研究とか文化の問題とかいろいろものについて、イデオロギーを越えた形においての国際間の交流というものがあつてしかるべきじゃないかと、また、なれば困るという感じを持っておられます。たとえば、一例を申しますと、高松塚古墳の学術的調査というふうなものになりますと、私もやっぱり高麗文化といふものを考へざるを得ない、あるいは中共文化といふものを考へざるを得ないので、まああつてくださるかくださらないかは別問題として、私のほうは呼びかけていくんだと、こう考へ方をいたしておるのであります。

○矢追秀彦君 いま高松塚古墳のお話具体的に出ましたが、向こうはどうかかわらないと言われ

ておりますが、じゃ、具体的にそれに対しての折衝はすでにされたのですか。されるとすれば、いつごろどういふ形でされようとしておられるのか、ちよつとついででございませうけれども伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(高見三郎君) 私のほうは、朝鮮人民共和国に対しては非公式でありませうけれども意向を探つておられます。中華人民共和国に対してはまだ意向を打診いたしておりませうけれども、私は、できることならばいろいろ機会を通じて国交の正常化といふものを考へるべきであつて、ただイデオロギーだけを振り回して、あるいは利害関係だけのそばんをはじいての国交回復なんといふものは、ほんとうに望ましい姿じゃないだろうと思つておられます。これはこれからの課題でありませうけれども、こういうことが今度の審議会に課せられておられる一つの大きな使命じゃないかと思ひます。また、皆さんもおそらくこれには御賛成いただけるものだと、こういうふうにお考へておられます。

○矢追秀彦君 大臣は前向きにおつしておられますが、具体的に特に中華人民共和国の場合にはだ接触ができていないと。いまの政府の中国との外交自体がまだなかなか手がかりもつかめていない状態でありませうので、ひとつ、大臣、大臣のほうから、外務大臣なんか飛び越して、何らかの形でつかかりをつくる気持ちになればいろいろなルートが政府にもあるし、あるいはまたいろいろなコースがあるわけですから、ぜひ外交とは別にこの問題については大いにやつていただきたいと要望しておきます。

次に、本論に入らしていただきますが、これらいろいろ質問等もすでに出た問題が多いかと思ひますが、この法律案の審議にあたりましてやはり問題は、学校用地の取得の問題が一番最重要点になるかと思ひます。人口急増地域においての公用地の取得が非常に困難になつてきておる。学校用地につきましても、市町村は、学校を建てなければならぬ、土地は非常に高価である、こういうこ

とでなかなか建設に踏み切れない。東京の近郊のある市では、用地買収費が坪二十万、総額六億六千九百万円、また、校舎の建設費が二億一千五百万円、そういう非常に高い価格になつておりました、これが非常に財政負担になつておられます。これは中途はんばな対策あるいはこう薬をはるようなやり方ではもう解決をしない。要するに、総合的な土地の利用の計画、特に公用地をどう取得するかという問題に結局なるかと思ひますので、きょうは、建設省、自治省からお見えた面について建設省はどうお考へになつておられるか、お伺いしたいと思います。

○説明員(関口洋君) お答えさせていただきます。

土地問題が非常に重要な課題であることは、先生御指摘のとおりでございます。土地問題の発生しました由来は、これも御案内のとおり、大都市への人口なり産業なりの非常な集中というところを基本的な課題があると、私どもはかように認識をいたしておりました。したがって、その観点に立ちまして、おつしやるように、人口、産業の分散、こういう全体の土地利用計画と申しますか、そういう考へ方の確立が何と申しても必要ではなからうか。しかしながら、それを達成するためには、これも御承知のとおり、期間を要します。いま御指摘のございました公共用地と申しますか公用地と申しますか、必要なそういう用地の確保をいかにして行なうかというのが現実の課題として非常に重要になつてまいりました。でございます。そういう問題につきましても、すでに先行取得の方策を各公共団体で種々御苦労なさつて講じておられることもこれまで御案内のとおりだつたらうと、かように考へておられます。その場合に、従来、先行取得とは申しても、どうしても財政あるいは計画の未策定、こういう事情からしてあと追いつけなくなるを得なかつたということ、が今回御指摘のような問題を生じた一番問題ではなからうかと、かように考へておられます。そこで、

私どもとしましては、学校用地につきましても、全体の都市の計画の上で、所要の用地につきましては都市計画決定をいたしましてそれを中心にして先行取得の問題を考えてまいりたい、かように考えておるような次第でございます。

具体的な問題につきましては、自治省のほうからもお見えになっておられますので、いろいろ御質問を通じてさらに不十分な点は補ってまいりたい、かように考えております。よろしくお願ひいたします。

○矢追秀彦君 自治省のほうからいまの問題に關連してお願いしたいと思ひます。特に、今回国会に出て審議されております公有地拡大推進法、これがかりに成立したといたした場合、学校建設にはどのくらいのメリットになるのか、いまの問題と関係して。

○説明員(橋手正君) 公共用地の先行取得につきましては、現在の措置といたしましてはもっぱら地方債にたよっておるところであります。地方債は何といたしても一定のワケがございます。そこで、多くの地方団体は、民間資金を活用しまして公共用地の需要に当たりたいというようなことから、一種の生活の知恵とでも申しまうるか、民法上の法人、土地取得のための地方公社を設けてまいりました。現在、そうした地方公社、これは地方におきましては七百四十をこえるというふうな実態になっております。ただ、こうした私法人は、地方団体との関係でどうしても責任関係が明確でない、こういうような点がありまうので、今回公有地拡大推進法というふうな法案を用意いたしました。公法人としての法制化をはかつてまいりたい、かように考えておるわけでありまう。

今後、公法人としての土地開発公社ができれば、従来のように第一に民間資金の活用がはかれるというふうな点がございまして、第二には、地方団体が土地開発公社に対しまして債務保証ができればということになりますので、公社の信用力が増

してまいるといふような点から資金の確保が非常に有利になってまいるといふような点がありまう。その他、税制上の面におきましても、不動産取得税でありますとか固定資産税あるいは登録税等におきまして減免措置の恩典が講ぜられると、こういうふうなことになるまいかと、市町村としましてはこうした公社を設けて学校用地の先行取得が非常に大幅に進められるというふうなことになるまいかと、かように思っております。

なお、地方公社で貸し付けております資金関係でございますが、四十六年度におきましては七千億円を上回るといふような見通しでございます。四十七年度におきましてもこの額はさらに一そう大きくなるかと、かように考えております。そうした民間資金を活用してかやりの面で地方団体の土地需要に対処していきけるものと、こう考えておるわけでございます。

○矢追秀彦君 いま、自治省のほうと建設省のほうから、用地の先行取得がある程度案になるようなお話ですが、かりにその用地の先行取得がやりやすくなったとしても、地価の問題がはたしてこれで押えらるのかどうか、この点はどうかお考えになりますか。

○説明員(関口洋君) 私ども建設省のほうで地価公示制度によりましていわば正常な取引価格の公示を進めておることは、先生御案内のとおりでございます。従来いわば取引にあたりましての価格形成がお互いの力関係でまるといふ不合理な面がございまして、私どもとしては地価公示価格の推進につとめておるよう次第でございます。こういう地下公示価格の活用、そういうものを通じて地価の面から疑問が起きないようにつとめてまいりたい、かように考えております。

○説明員(橋手正君) 私どもは、今度の国会に提案させていただいております公有地拡大推進法、これは主たるねらいを地価対策に置くものではないわけでございます。むしろ、地方団体の実

態からいたしまして、現在設けられております私法上の法人、これを公法人化しようというふうなことから法案を作成いたしておるわけでございます。地価対策につきましても、別途、抜本的な措置が必要であらうというふうな考えておりますが、これは時間をかけて検討してまいらねばならぬかと、かように存じております。

○矢追秀彦君 公社ができて資金、ぐりが案になるのはいいんですが、それが結局また地価にはね返るといふ現象が必ず出てくるわけでありまう。現在、金融が少しゆるんでまいりまして、いまだどういふ現象が起るかという、土地を非常にたくさん買ひ占める人がふえておるといふのがいま統計に出てきております。そのことは間違いないとすると、結局、地価の上昇が起る、それは学校建設にはね返る、こういう形になりますので、いま時間をかけて地価問題をやると言われておりますが、そういうことではもう間に合わない。生徒さんはいま満ちた状態で、とにかくいへんな状態でありまうから、特にそういう土地の値段の高いところが問題でありますので、これはもう時間をかけてなどと言わないで、早急に抜本的な地価対策、これは自治省だけの問題ではなくして、建設省の問題にもなりますけれども、これをぐらぐら検討していただいで早急にお願ひしたい。

これは文部大臣にお願ひしますが、この地価の問題について、結局、文部省で幾らがんばって補助率をふやしても、肝心の地価がどんどん上がれば何にもならぬわけですから、学校用地取得のそういう価格に対する対策は、建設大臣と徹底的に話し合ひをしていただいで何らかの対策、歯どめを講じていかなければ永久に解決をしないと思ひますが、その点について何か具体的な案からのお考えがございましたら、お願ひしたいと思います。

○国務大臣(高見三郎君) 地価の問題は、ひとり文部省だけの問題じゃございません。国全体をあげて取り組まなければならぬ問題だと存じております。いま御指摘のありました問題につきましても、私は、補助率を上げてそれで学校ができるか

どうか、実際はできないだろうという感じがいたしておりますけれども、いま御指摘の地価の問題、この問題につきましては、私も建設大臣と十分相談をいたしまして前向きに処理していく所存でございます。

○矢追秀彦君 これは建設省にもお願ひしたいんですが、いま公団あるいは団地等がたくさんつくられた公団あるいは団地の建設が盛んであります。それで団地をつくってもそれに対して市町村は学校をつくることを義務づけられると、こういうことで、人口のふえる市町村というものは非常に困っているわけであらう、人がふえることはいよいよですけれども、そういう学校をばじめとしたいろいろないわゆる生活環境の整備というところに非常に金を取られて、こういう状況になりまして、公団と果敢あるのは市町村との間のいろいろなラブルもいままでもあつたやうであります。いまもありませんが、その点はどういうふうな状況を把握されておるか、また、これに対して今後どういふ対策を講じらねばならないと思ひます。建設省のほうにお願ひしたいと思います。

○説明員(福地稔君) お答えいたします。日本住宅公団が団地を現在建設しているわけでございますが、だんだん適地が遠くなります。遠くなりますと、總体的に地方にいきまして財政力が比較的弱い市町村になるわけでございます。したがって、地方団体におきましても、団地建設というものの財政負担というものが非常に重圧になりまして、その軽減を要望してきております。一部には、団地建設反対というふうな現象が起きておることも事実でございます。このため

に、住宅公団といたしましては、地方団体が整備すべき、いまお話がございました学校、それ以外に、道路、あるいは上下水道、河川、ごみ処理施設、そういうものにつきまして立てかえ制度を実施いたしております。一番短いのは三年、長いのは二十年というふうなことで立てかえ制度を実施

してあります。それ以外に、できるだけ補助事業に採択する、あるいは起債の許可をお願いする、そういうようなことの配慮によりまして建設の促進を促してまいっておるわけでございます。

○矢追秀彦君 いま言われた立てかえの問題であります。これは五省協定になるかと思っておりますけれども、これが現在どのくらい行なわれて、その辺の実情はどうなっておりますか、スムーズにいったおるのか、あるいはどうかということをお願いしたいと思います。

○説明員(川上幸郎君) 五省協定の実施状況につきましては御説明させていただきます。

先ほど公団監理官から答弁がありましたとおり、昭和四十二年に、建設、大蔵、文部、厚生、自治の各省間におきましていわゆる五省協定が結ばれ、これに基づきまして、道路、公園、下水道、河川、小中学校、幼稚園等の団地建設の公益施設の整備がはかられておるところでございます。

この内容でございますが、地方公共団体が宅地開発に合わせまして適宜施設の整備を行なうことが困難な場合におきまして、住宅公団等の事業主体が所要資金の一部を立てがえましてみずからかわってその施設の整備を行なうことによりまして市町村の財政負担の緩和をはかることとなっております。この金利は六・五％となっております。

なお、予算でございますが、昭和四十六年度で申しますと百八億、四十七年度には百五十七億円でございまして、さらに、住宅金融公庫におきましては、関連公共施設の立てかえ資金といたしまして、四十六年度には三十億、四十七年度には三十五億がございまして、

○矢追秀彦君 これは地方公共団体はこれに対して非常に歓迎されておるのか、また、この契約の期間がいま三年、十年あるいは二十年とございませうけれども、現在行なわれておるところではどのくらいの支払い期間が一番多いのか、その現在の施行状況を大ざっぱでけっこうですか伺いた

いと思ひます。

○説明員(川上幸郎君) この貸し付け期間でございますが、住宅金融公庫が宅地開発事業者に貸します場合におきましては、現在五年となっており、

○矢追秀彦君 いまの公庫の五年を引き延ばすお考えはあるんですか。

○説明員(川上幸郎君) 先ほど申しましたように、大規模な団地建設にかかると、これは大体五十ヘクタール程度かと存じますが、これにつきましては本年度から五年を七年に延ばしたい、このように考えております。

○矢追秀彦君 公団が住宅とかあるいは宅地をつくる場合、特に公団が先に建設を行なう、あとで市町村からお金を返してもらい、こういうことが行なわれた場合、それはその住民の負担には、家賃とか、あるいはその辺のそれから公団をつくる場合の用地取得の地価とか、そういうものにはね返りは絶対ないですか、その辺はいかがですか。

たえお金を借りるにしても、ある程度の利息を払わなくちゃいけませんし、そういう点、ただ団地をつくるだけが公団としては楽だと思われたいけれども、その負担が家賃等にはね返る可能性はいままでもあったのかどうか、これからはどうか、その点をお伺いします。

○説明員(福地稔君) いま御説明いたしました立

てかえ分につきましては、家賃その他にはね返りはいいたしません。

○矢追秀彦君 この問題はこの辺にしまして、次に、四十六年度から文部省が生徒急増市町村に補助金を出しておりますが、四十六年度が二十億、四十七年度が三十二億三千万円と、こういうふうに承知をしておりますけれども、この補助金の効果はどういう形であらわれたのか、その点の実情はどうなっておりますか。

○政府委員(安嶋彌君) 効果というお尋ねでございますが、財政上の補助金でございますから、人口急増・児童生徒急増町村における財政負担がその分だけ軽減されたということがその効果かと思っておりますが、前回の委員会でも申し上げましたように、児童生徒急増町村における小中学校の建設費が一般歳出に占める割合、これはその他の町村に比べてももちろん重いわけでございますが、それうした人口急増・児童生徒急増町村の財政負担が補助金あるいは地方債をもって措置いたしました分軽減され、したがって、学校の建設なりあるいは学級の増設なりがそれだけ容易になったということは申し得るかと思ひます。

○矢追秀彦君 四十六年度では、この助成に対する申請の数が、それに対する補助実績、それはどうなっておりますか。

○政府委員(安嶋彌君) 市町村から補助申請がございまして、二百四十九万五千平米でございます。これに對しまして、予算上措置をいたしました面積は、二百六十万平米でございます。

○矢追秀彦君 件数で言うとうりなりましたか。

○矢追秀彦君 その二百四校に對してどれだけの実績があるわけですか、補助金が。

百四校に對して六十億円の補助金の交付決定があり、そのうち二十億は現金で四十六年度中に交付した。残りは四十七年、四十八年度で交付する、こういうことでございます。

○矢追秀彦君 その二百四校全部にくまなく渡っているわけですか。

○政府委員(安嶋彌君) そのとおりでございます。

○矢追秀彦君 一応全部に行き渡っているといひましても、非常に金額においても少ないと思ひますし、こういうふうな状態では問題にならないの補助率の改善はできるわけでありませうけれども、さらにもっとこの国庫負担の率を上げること、やはり用地買収の問題についての補助率の点はずも考慮しなければならぬと思うのですが、いづも私たちが地方で聞きますことは、校舎の建築費を出してもらうのはありがたいけれども、用地のほうをもっと配慮してもらいたい、これが非常に強いわけなんです。先ほどの公共用地の先行取得とからんではまいりますが、その辺の公共用地の先行取得ということがかなり制度的に確立をした時点には、用地に對する補助率を考慮する、あるいは急増地帯においては補助率をもっと考慮する、ということが大事ではないかと思ひますが、その点に對する文部省のこれからの見通しはどうですか。

○政府委員(安嶋彌君) 用地の補助でございますが、御承知のとおり、昨年度始まったばかりでございます。執行の結果は、たゞいまもちょっと申し上げましたが、実際の需要に比へまして補助金を計上した面積がかなり下回っております。四十六年度の補助坪数は二百六十万平米で、四十七年度はこれを三百六十三万平米にふやしたわけでございますが、なおかつ、実際の必要量に比へましてかなり少ない量であらうと思ひます。また、単価にいたしましては、昨年度、本年度とも平米当たり一萬六千円ということでございますが、四十六年度の補助実績からいいますと、平米当たり約二萬一千円というふうな状態でございます。

たがいました。私どももいたしましては、やはり、事業量と申しますか、補助対象坪数の増加をまずはかりたい、それから第二は補助単価というものを実際に合わせていきたいということ、この二つが重点であらうかと思えます。ただいまその土地についての補助率を上げる考えはないかというお話でございますが、土地というのは、御承知のとおり、いわゆる非償却資産でございます。そういう土地の特殊性からいたしまして長い間土地が補助対象になるということがなかったわけでございます。昨年初めて児童生徒急増町村に限りまして土地が補助対象になったというよりなことで、土地が非償却資産であるということ、それから長い間のそうした懸案等を考えますと、ただいまの段階で補助率を引き上げるといふことはなかなかむずかしい課題ではないかと考えます。先ほど申し上げましたような事業量の増加、あるいは単価の改定、あるいはそれに関連する地方財政上の措置を充実するといふことのほうが当面は重要な課題ではないかというふうに考えます。

○矢追秀彦君 この問題につきまして、四十六年度の「国の予算」という資料の二二三ページですが、第五節の「文教施設費」の四番目に、「社会増地域の小・中学校校舎建築に対する補助率を二〇に引き上げるべきである」という要求があるが、この点については、上記(四)の(イ)で述べたように児童生徒急増市町村に対し、手厚い助成措置が講じられることとなつたことのほか、さらに次のような理由により、これを引き上げることが適当でないかと考へる。と、こういうことが出ています。三項目にわたつて引き上げることが適当でないという理由が出ておりますが、これは、今年度も、この法案は法案といたしまして、大体考え方としては変わらないと見てよろしいんですか。その辺はいかがですか。

○政府委員(安嶋彌君) 土地についての補助率の引き上げにつきましては、ただいま申し上げました御質問がございましたように、児童生徒急増町村における建物の建築費につきましては三分の二の補助をしたいというふうな方向でこれは今後とも努力してまいりたいというふうに考へます。そのうした施策を含めまして児童生徒急増町村に対する財政措置を手厚いものにしてまいりたいというふうな考へております。

○矢追秀彦君 私が聞いていたのは、いまの三分の二に引き上げる方向で検討したいというふうな受け取りですが、これは四十六年度の話ですが、三つの理由をあげて上げることが適当でないといわれているわけですね、三分の二に引き上げることは、特に第三番目の「補助率を引き上げても、起債や交付税が減るだけで、社会増市町村にとつてさしたる財政的なプラスは期待できないことに留意する必要がある。」と、こういうのがあるわけですね。この辺の考え方はこれからも貫いていかれるのかということなんです。要するに、補助率を上げるのはけつこうだけれども、じゃ起債とか交付税のほうは減るだけですよ、こういうふうな態度でいられるのかどうか、その辺をお伺いしたいんです。

○政府委員(安嶋彌君) 実は、先生がお読みになつておられますものを私は手元を持っておらないわけでございますが、先ほど申し上げましたように、この補助制度は地方債とららはらの関係で運用しておるわけでございます。補助金がふえれば、それに付随する補助起債といふものが減るわけでございます。そういう意味におきましては、そこに書いてあるとおりにかと思はれますが、ただ、町村の側から考へますれば、起債で措置してもらふよりは補助金で措置してもらつたほうが有利なわけでございますが、その有利・不利という点を別にいたしまして、私も、この補助対象が土地であるという点の事柄の本質を考へますと、やはりこの補助率は三分の一というところで、事態がよほど変わつてくれば別でございますが、さしあたりはこの三分の一という補助率でいくことが適当ではないかというふうに考へております。

○矢追秀彦君 もちろん土地もそうであります

が、

【資料を示す】

その資料に出ているのは、土地の問題だけではなくて、全体の問題になっておりますが、その点をもう一度お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) したがしまして、土地についてはそういうことでございまして、建物につきましては、先ほど申し上げましたように、児童生徒急増町村の財政負担というのがきつめて高いわけでございますから、補助率を引き上げるといふ方向で努力をしてまいりたいということでございます。

○矢追秀彦君 次に、横浜市などの場合に具体的に見ますと、典型的な生徒急増地になっておまして、昭和四十六年十月で小学校百九十四校、中学校が七十三校、五十二年には小学校三百四校、中学校が百十九、こういうふうな非常に必要だといふことになってきておられますが、これに対して、先ほどからいろいろ御答弁いただいております土地にしても、あるいはまた建設費全体にしても、結局、補助率の問題、あるいは金額の問題、土地の価格の問題で市町村は非常に困つておるわけですね。特に、横浜市においてもそうです。が、プレハブの校舎の問題がいろいろ議論をかもし出しておるわけでありまして、このプレハブ校舎についてはどういふふうな掌握をされておるのか。

○政府委員(安嶋彌君) プレハブ校舎につきましては、四十六年の五月一日現在におきまして、小学校が三千三百五十一クラス、それから中学校が七百九十二クラス、計四千四百四十三クラスのプレハブ校舎があるということでございます。これにどう対処するかということでございますが、御承知のとおり、小中学校校舎整備費を本年度はかなり大幅に増加をいたしましたわけでございます。同時に、小学校校舎に対する補助率を三分の一から二分の一に引き上げたわけでございます。この小中学校校舎に対する補助金は、先般も御答弁申し上げましたように、その約七割が児童生徒急増町村

に対して実際上配当されるわけでございます。配当されたこの予算というものはそのまた大部分がただいま申し上げましたようなプレハブ校舎、仮設校舎の解消に充たされるわけでございます。もちろん児童生徒急増町村における不足教室は四十六年の五月一日現在で約九千教室あるわけでございますが、そのうちの約半分に近い四千四百教室がただいま申し上げました仮設校舎でございます。ですから、補助金のすべてがその仮設校舎の解消に充てられるといふことではなくて、特別教室に転用しておるものも解消に充てられるといふことももちろんあるかと思ひますが、大勢いたしましては仮設校舎の解消にこの予算が大部分充たされるということは申し得るかと思ひます。

○矢追秀彦君 このプレハブ校舎の位置づけは、けれどもね、法律的な面での。私は詳しいことはよくわからないんですが、学校設置基準法ではこれは認められるのか、あるいは建築基準法では認められておるのか、その点はいかがですか。

それからいま補助金の対象といふことを言われておられますが、これは国庫負担金が法律的には出せる種類のものなのかどうか、その辺はいかがですか。

○政府委員(安嶋彌君) 学校施設基準法上認められるかという前段のお話でございますが、学校施設あり方といつたしましては、もちろんこのプレハブといふことは適当ではないわけでございます。何と申しますか、本建築で教室が設置されるというところがこれは当然なことでございます。特にそのうでなければならぬという規定があるわけではございませんが、私どもはそれは当然なことだと考へております。

次に、建築基準法との関係でございますが、実は、建築基準法の八十五条の規定によりまして、こうした仮設建物につきましては行政官庁の許可を得てこれを設置するということになっております。先般衆議院でも御指摘がございましたけれども、現在の小中学校のプレハブ教室につきましては、建築基準法上の確認を得ていないものもかなり

あるということが明らかになりましたので、私どものほうでも、教育委員会の建築関係、施設関係の部課に對して通達を出しまして、すみやかに建築基準法上の安全の確認をとるよう指導をいたしておる次第でございます。

それからなお、プレハブ校舎が補助対象になるかというお話でございますが、もちろん、これは、この解消のために本来の教室が建築されます場合には、それは補助対象にいたしておりませぬ。

○矢追秀彦君 いま建築基準法の八十五條に違反しておる建物があるということですが、大体どれくらい掌握されておりますか。まだですか、実情は。

○政府委員(安嶋彌君) ことしの三月の調査でございますが、仮設校舎につきましては建築基準法に基づき行政官庁の許可が必要なのが約二千五百件ございまして、まことに遺憾なことでございますが、そのうち許可を受けておるものが約六百件という状況でございます。そうした事柄が明らかになりましたので、先ほど申し上げましたように、すみやかに所定の許可を受け、安全の確認を行なうよう指導をいたしておるところでございます。

○矢追秀彦君 この問題は非常に重要でありまして、いま衆議院でもいろいろ議論をされたとおっしゃっておりますが、これは大臣に要望も含めての質問ですが、子供さんがプレハブに入つてどんな気持ちになっておるかということが一つの資料に出ておりますが、ちょっと読みます。

二がつきになって、ほくたちはプレハブこうしゃにひっこしてきまして。生とのかすがふえて、きょうしつをふやさなければならなくなつたのです。プレハブになつていやなことがたくさんあります。まず、きょうしつがくらくらひのでもった日などはくばんのじが見にくいのです。それからあめの日にお手あらいにいくときは、かさをさしていかななくてはなりません。これからさむいふゆがやってきました。プレハブきょうしつはさむいそうです。はやくてきん

のこうしつができるといいなあと思っています。これは子供たちの声であります。たとえば群馬県の高崎市一つを取り上げても、小学校が十三校あるうちでプレハブを使つてゐるのが七校ある。半分以上、六割なんですね。五割以上がプレハブ校舎を併設してゐる、こういう状態です。いま言ったように、具体的にいろいろあるわけです。夏暑くて冬が寒い。扇風機をつけないければきかないので、つけたらやかましくて授業が聞けない。あるいは、寒暖計でデータをいま先生がとつてゐるようですけれども、非常に暑い。そういうふうないろいろな問題があつて、同じ地域から通學してゐる子供たちにもプレハブとプレハブでないのと差別ができてゐるというので父兄から非常な苦情が出ておる。そういう異常な問題が出ておりますので、これについては、早速これを見てかえる、そういう点で特にこれには精力的に尽力をしていただきたい。結局、これが大事な問題になつてまいりますけれども、特にいま言った内容の悪いところに対して具体的にきまこまかくやらなければならぬと思つて、それに対する大臣の所見を伺いたいと思つておる。

○国務大臣(高見三郎君) お話しの点は、私ども十分心してこの問題については取り組んでいかなければならぬと考へておるわけでありまして、文部大臣の仕事のうちで教育条件の整備ということが一番大事でございますから、それは私は積極的に取り組んでいくという決意を申し上げておきます。

○矢追秀彦君 私、最後に、文部大臣に全体的な問題になりますけれどもお伺いしたいのですが、いま施設の問題でいろいろ質問してまいりましたけれども、文教予算全体に對しての質問になります、こういうことでございまして、最近の文教予算の伸びは一般会計全体の伸びを上回つていない。三十年代では後半あたりは上回つていたわけですが、文教予算の伸びが一般会計予算の伸びをです。最近では全然上回つていない。こういう

ふうな状況下におきまして、結局、国として文教に對する取り組み方というのは、だんだん低下をきておる、こう言わざるを得ないと思つておる。公共事業が今度も相当ふえておられますけれども、こまかい数字は私ちょっと覚えておりませんけれども、ほとんど産業基盤整備のほうに回つてしまつて、不況対策にからんでおりましたけれども、やはり福祉予算と言われるならば、その中で非常に大事なところの文教科関係、直接の福祉となるかどうかはいろいろ運用のしかたに問題がいろいろあります。文教予算の伸びというものは、これはわりあい伸びたけれども、一般会計まで及んでいない。この伸び率の問題については、今後どういふふうに大臣としてはお考えですか。

○国務大臣(高見三郎君) 伸び率の問題については御質問であります。御承知のように、公立学校の教職員の給与の半額を国が国庫負担いたしました。それから国立学校の教員の給与を全部見ております。しかも、予算の面ではそれが一八%の増になりますから、その一八%増ということがになります。実は約九千億というものが国庫負担、国立学校の人件費なんです。そこで、ああいう社会教育の予算をうんとふやしてみても、体育の予算をうんとふやしてみても、もともと根っこが少ないのですから、全体の伸びから申しますと二十何%ということになりますけれども、いまお話のありました点は、私は、伸びとか伸びでないという問題よりは、教育全体の問題として考へる場合に、もっと積極的に予算を取らなければならぬし、また、大蔵省も出さなければならぬと考へております。その意味から申しますと、各省を通じて一番固執したものをはずしますと、事業費としましては大幅に伸びておる、こういうふうな理解に立つておるわけでありまして、考え方はいろいろあるだろうと思つておられます。私は、その意味においては、今年度予算というものは相当の伸びを示したということ

が言えるのではないかと、こういうふうに考へております。

○矢追秀彦君 時間がありませんから、この問題はまた別な機会に詰めたいと思つておる。今度は、国民所得に對するいわゆる教育投資総額ですね、この比率というのは現在どのようになつておりますか。また、中教審の答申ではどの程度を目ざしておられますか。

○政府委員(奥田真文君) 公財政の支出の教育費総額が国民所得に對する比率は、一九六九年度の統計では四・八%になつております。

○矢追秀彦君 このままいきますと、中教審の答申によりますと、昭和五十五年では四・五%になる、この答申で提案した新しい政策上の課題を實行に移した場合には六・三%になると、こう言われておられますけれども、これはやっぱりだんだん低下しておる。今後この施策を入れながら六・三にしたいという方針ですが、いまの調子だと、私は、六というところはちょっとむずかしいのじやないかと、こう思つておられます。大臣は絶対でございまして、確信がおありですか。

○政府委員(奥田真文君) 現在の施策という考え方でございまして、昭和四十五年、四十六年度ごろまでにとつてまいりました施策もそのまま將來も伸びるといたしますと、やはり国民所得に對するパーセンテージは低下してまいります。ただ、従来の十年ほど前にさかのほつて統計を見ても、少しずつ低下という傾向がございまして、これは国民所得の全体の伸びのほうが大いというところにもなるわけでございます。

○矢追秀彦君 だから、目標が到達できるかどうかと、ここに書いてある六・三%になるのかどうかということですが。

したように、当面はやはり事業量をふやすということ、あるいは土地の購入単価を實際に即したものに引き上げていくということ、それから足切り率を前年度の五六%から五〇%に下げたわけでございますが、さらにこれを改善してまいりたいというところ、そうしたことに当面の重点を置いてまいりたいというところでございます。立法化というお話もございましたけれども、現在は補助でやっているわけでございますが、この考え方は、一応昭和五十年までの暫定措置であるという、そういう考え方が大前提になっておるわけでございます。補助の制度自体も昨年度発足をしたばかりというところでもございますし、現段階で立法化というところは私どもさらに慎重に検討したいという課題だと考えております。むしろ、実質の充実改善に努力をしてまいりたいというところでございます。

それから校舎の補助率の引き上げにつきまして、四十七年度予算の要求の際にもそうした要求をいたしましたわけでございますが、今後ともそれはそういう方向で努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○加藤進君 文部大臣の所見を一言お伺いします。

○国務大臣(高見三郎君) 加藤さんのおっしゃるとおりであります。用地取得費というものを実は昨年度から補助費をつけることにいたしました。なかなか、これをつけるという段階までは、たいへんなことであつたのであります。ようやく発足いたしましたばかりでありまして、御不満の点も多々あるかと思ひますが、しかし、これを解決しなければ容易に進められないので、なおこの問題については努力を重ねていきたいと存じております。

○加藤進君 いつごろまでに実現の運びに至るか、こういうお考えについてはいかがでしょうか。

○国務大臣(高見三郎君) これはまあいつごろまでにとりて証文を取られても困るのですが、私としてできるだけ早い機会にこういうことを実現

したいということを考えておるわけでありまして。○加藤進君 非常に答えにくいところでございますけれども、プレハブ校舎の解消、教室不足の解消自体も、あまり安閑としておつたらいつになつても解決できるかわからないというところでございすから、これを抜本的に解決するための方策として、いま大臣の趣旨に御理解をいただいたわけですから、ぜひとも可及的にそのための勇断をもつた処置をとっていただきたいということを要望しておきます。

次に、三年前向き整備の問題でございますけれども、提案の趣旨説明の中で、集団的な住宅の建設などによる児童生徒の増加に対処するために学校校舎の新増築の国庫負担分を三年先までに延長する、こう言われておりますけれども、集団的な住宅の建設の中身はこれから建設するといふいわば集団的住宅団地のことをさすのでしようか、それとも、既存の団地についても児童生徒が増加する場合にはこれを適用するといふふうに理解していいのでしようか、その点はどうか。

○政府委員(安嶋彌君) 既存の団地がございまして、そこに児童生徒がおりますれば、それに対応する坪数は、現在の学校について不足坪数としてこれは現実に算定されるわけでございます。「前向き」と申しておりますのは、既存現存のものではなくて、これから建設されるであろうものにつきまして、それを前向きに不足坪数として先取りをいたしましたしてその整備をはかっていきたいというところでございます。

○加藤進君 そうしますと、いままである団地がだんだんとふかれていって、人口もふえるわ、児童生徒の数もふえる、そうしていやおうなく学校を新しくつくらなくちゃならぬ、こういうった場合には、三年前向きの整備ということは不可能なんですね。

○政府委員(安嶋彌君) 既存の団地がふえるという話でございますが、そのふえ方がどういふ形のふえ方であるか、私も、通常、三百戸以上の集団的な住宅が建設されるという場合を一応基準に

いたしておりますが、そうした事態に該当するものでございませば、これは当然前向き整備の対象になり得るということでございます。ただ、その住宅のバラ建ちと申しますか、そういうものにどう対処していくかということが、私も、非常に困つておる問題でございます。そうした問題につきましても、今後、さらにこの人口急増地域の事態を調査をいたしまして、政令で適切に対処するような方策を検討したいというふうに考えております。

○加藤進君 団地のふえ方によっては適用も可能だと、こういうふうに言われたわけですから、これども、私がいま例を申し上げますから、これはどうかという点で御判断を願いたいと思ひます。東久留米の第七小学校の学区には、滝山団地というのと西団地というのがございますね。西団地は、昭和四十四年にできて、そのときには八百四十戸、千戸になんんとするような大団地にふくれ上がつております。そのために、児童数が急増して、第七小学校は三十学級にしても収容がきつない。そこで、先ほどの写真にありますが、第十小学校を新設して九学級を増加しなければならぬという必要に迫られたわけでありまして、これが現状なんでありまして。ところが、この第十小学校では、四十七年度には九学級だけれども、四十八年度になると当然十二学級になり、四十九年度には十六学級、五十年には二十学級、五十一年度には二十五学級に急増するであろうということをお今日久留米市の当局はちゃんと数字で握つておるわけですね。そこで、つくつた学校についてもまず最初に少し先行取得が認められるなら、たとえば五十年二十学級の校舎の建設に取りかきり得るんだけれども、残念ながら今日の校舎は、市の負担を相当ふやまして十二学級でスタートせざるを得ない、こういうようなのが現状なんです。こういう状況で、西団地の人口急増のために新たに学校が必要になつた、こういう状況でございますから、これには少なくとも三年間の先行整備

備が認められるなら、この学校は非常に充実した学校としてスタートできるけれども、それができないとなれば、毎年毎年、工事工事で、学校は工事現場のような状態を今後とも続けなければならぬ。これは、私は、教育条件の整備という問題から見ても非常に憂うべき事態ではないか、この点でこそ向こう三年の先行取得という規定をこの際このような学校には当然のことながら適用すべきである、こういう意見を述べたいと思ひます。文部大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) お話を伺いますと、先行整備の規定が適用されるケースのように思ひますが、東久留米市の教育委員会、あるいは東京都の教育委員会から十分事情を聴取いたしまして補助金の交付決定に当たりたいというふうに考えます。

○加藤進君 その点は、助役からも強く要望がありました。ぜひひとつ文教委員会としても一度調査に来てほしい、こういうような希望も強く出ておりました。私は東久留米に初めて参りましたけれども、東京から一時間も乗ればすぐ行けるところで、実情の調査についても文部省は的確に人口急増地区における学校建設問題と取組んでもらいたいということを強く要望せざるを得ないわけですが、その点、ぜひ期待にこたえるように努力してもらいたいと思ひます。

続いて、前向き整備だけなしに、補助面積の問題がございまして、御承知のとおり、これが基準が非常にきびしくして、そのために学校の状況に見合ふようになつていない、こういうことは文部省もお認めになつておると思ひますけれども、ここでお尋ねしたいのは、二十四学級の補助面積基準は一体どれくらいか、この点をちょっとお尋ねいたしたい。

○政府委員(安嶋彌君) 二十四学級の場合でございますと、全体で約三千四百平米でございます。

○加藤進君 そうしますと、学校施設の指導要領による適正面積とは非常な隔たりがあるわけですね。私の調べた書類によりますと、学校施設の指

導要領には、二十四年度の学校の適正な面積は四千三百七十八平米である、このうちことすね。なぞ学校施設指導要領にさへ適正面積として出されるこの面積に対して、これを補助面積と認めないのでしようか。

○政府委員(安嶋彌君) 適正面積でございますが、これは先生お持ちの文書にもございませうに、適正面積の案でございまして、私も一つは一つの面積基準改定の際として部内で検討するために設定をした一つのものでございませう。現行の補助基準は、小中学校校舎につきましては三十九年度に設定されましたし、屋内運動場の補助基準につきましては昭和四十一年度に設定されておるわけでございますが、その後かなり年限も経過いたしておりますので、このあたりでこの補助基準面積をさらに適正面積案に近づけるように、さらには現在問題になっております超過負担の原因でありますところの実施面積と補助面積のズレを是正するために、現行の補助基準の改定につきましては前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○加藤進君 たとえ検討中の案だからといって、この案にいわれる適正面積というのは、文部省としても教育上望ましい面積である、こういうことにお認めになっておると思いますが、その点をもう一度確かめておきます。

○政府委員(安嶋彌君) それは、おっしゃるとおり、望ましい基準でございます。

○加藤進君 これは望ましいだけでは済まされなと思います。ぜひともこれを実施してもらわなくてはならぬ最低の基準ではないか、こういうふうには私は考えるわけですが、そこで、具体的に何を求めたいように、昭和三十九年にきまりましたし、その間に学習指導要領はどんなふうにも何回変わりましたか。

○政府委員(安嶋彌君) 学習指導要領は、三十九年以降でございますと、四十三年度に小学校の指導要領が改定され、四十四年度に中学校の指導要領が改定されておられます。

○加藤進君 そこで、お尋ねしますけれども、その新たに改定になった学習指導要領によると、理科教育というのはどこに重点が置かれるべきであるというふうに変ったのでしようか。

○政府委員(奥田真丈君) いま手元に学習指導要領そのものを持っておりませんで、記憶で申し上げたいと思っておりますが、四十三年の改定にあたりましては、今日の進んだ科学技術の振興にたいするために小中学校におきましても理科の教育を重視するという大方針がございまして、それに従いまして内容面では学習を進めるにあたって探究の過程を重視する。いままでの学習は、答えが出てしまつたのをそれにどういふふうにして到達するかという指導をおつたのでございませうが、これからの理科学習では答えを見出すそのプロセスを重視しようという一つの方針としてあげております。具体的には、できるだけ実験観察等を教材の中に多く含めて指導を展開するようになっておると記憶しております。

○加藤進君 私もいまの御説明は正しいと思えます。一言で言えば実験を重視するようにな理科学習、これが私は少なくとも文部省の出した学習指導要領の理科教育の重点だと思えます。実験を重視することになれば、当然のことながら準備室が必要でしよう。準備室は必要ありませんか。

○政府委員(安嶋彌君) 必要だと思えます。

○加藤進君 それでは、補助面積基準には準備室というものは予定されておるのでしようか。

○政府委員(安嶋彌君) 積算されておられません。○加藤進君 いま具体的に申し上げましたように、補助面積基準なるものが学習指導要領を実施する場合にでも大きな障害になっておる。これはどうしても改めなくてはならぬと私は思うので、けれども、文部大臣、いかがでしようか。

○政府委員(安嶋彌君) 基本的には、先生の御指摘のとおりかと思えます。適正基準案におきましては、御承知のとおり、準備室の面積を算定をい

たしておるわけでございますが、全体の考え方といたしましては、理科教室、音楽教室、図工教室、家庭科教室等の特別教室を整備してまいりたいということが適正基準案の基本的な考え方でございます。先ほど申し上げましたように、教育の水準の向上に伴いまして今後現行基準の改定には努力をしまいたいというふうにも考へます。

○加藤進君 東久留米小学校の例を出しますけれども、第十小学校では設計としてはここに設計があまりすけれども、二十四教室の設計をちゃんとつくっています。

〔青写真を三示す〕
この白い筋のところ。黒いところが今度このだけをとにかく建設するという計画の内容ですね。ここで、第十小学校は、国が補助をしてくれなくても、生徒のためには父兄の要望が強いために、どうしても理科教室と準備室をつくらなくてはならぬと、こうして、理科教室は百七平米、準備室に二十七・四七平米の計画をちゃんといま実行中です。ところが、補助面積基準では理科は九十三平米だけであつて、先ほど言われたように準備室は予定されていない、こういうのが偽らざる現状なんです。私は、これをこのまま文部省がほうっておくようなことでは、ほんとうの学校施設の拡充整備にはならないと、こういうふうに考えますし、同時に、学習指導要領を忠実に実行しようということにしても文部省みずからその精神に違反している、こう言わざるを得ないわけだと思ひます。また、理振法によつても本来の理科教室に準備室がないなどというふうなことは許しがたいと、こういうふうにも教育の内容面から考えますけれども、その点はいかがでしようか。

○政府委員(安嶋彌君) 繰り返して申し上げておられますように、現行基準にはございませぬけれども、そうした準備室が望ましいというところは当然のことでございますので、そうした方向で努力をいたしたいというふうに考へます。

○加藤進君 文部大臣にじかにお答えを願ひたい

わけですけれども、こういう実態ですから、私は、補助面積基準なるものに固執してはならぬと思ひます。したがつて、この補助面積基準を少なくとも学校施設の指導要領に基づく適正面積にする、こういうことだけはぜひともここで約束を願わなくてはならぬと思ひます。また、そのためには政令を改正すればできることですから、これをひとつ勇断をもってやつていただきたい、こういうふうにも思ひますが、いかがでしようか。

○国務大臣(高見三郎君) 御意見、ごもっともだと思います。これは、この場限りの問題でなしに、前向きに検討いたします。

○加藤進君 よろしくお願ひします。ぜひともひとつ努力してもらいたいと思ひます。それから特別教室の問題に移りますが、施行令の第二条第一項の二号によりまして、教室の満たすべき条件として、学級数の多い少ないによつて特別教室の置き方が違ふという点が出てくると思ひます。たとえば、ここに施行令がありますけれども、施行令の中を見ましても、一学級から五学級までの学校は、理科教室だけでよろしい、あと音楽教室もあるいは図工教室も家庭科教室も要らぬ。六学級から十一学級になると、理科教室と音楽教室をつくれればよろしい。十二学級から十七学級の教室をつくる。十八学級から二十三学級に至つてやつと理科教室、音楽教室、図工教室、家庭科教室がはじめてそろふ。これがこの施行令の規定だと思ひます。こうして見ますと、五学級までの学校の生徒には、ピアノの教育なんかは必要ない、こういうふうにも文部省自身はつきりきめておると言つても言い過ぎじゃないと思ひますけれども、その点、いかがでしようか、矛盾はないでしようか。

○政府委員(安嶋彌君) 御指摘のとおり、一学級から五学級までの小学校につきましては、音楽教室、図工教室、家庭科教室が特別教室の数としてあがつていないわけでございますが、これはもうしたものが必要ではないということではもちろん

ないわけでございますし、かつまた、音楽や図工の教育が必要でないということではないことはこれまた当然なことでございます。しかし、そうした学校におきましてもこのような特別教室をすべてそろえるということがもちろん理想かとも思いますが、一方、施設の効率というより、あるいは財政上の限度というより、あるいは考えなければならぬ実上の要素でございます。たとえ音楽でございますれば、普通教室にピアノあるいはオルガンを置いてこれを音楽教室として使用するとか、あるいは、図工教室においても、同様、普通教室におきまして図工の教育を行なうということも、これまた望ましいことではないかと思いませんが、実際上やむを得ないことかと思ひます。

○加藤進君 文部省は、よく、学習指導要領には法的拘束力がある、こういうことを強調されておられます。それほど法的拘束力があるなら、これをまず文部省が忠実にそのまま実行するという責任があるのじゃないでしょうか。第一、図工教室や家庭科の教室がなくて学習指導要領の教育内容が実施できるのでしょうか。できませんよ、これは。こういういわば間違いを今日行なっているのじゃないか。第一、教育権自体の問題に対しては、これは重要な意味を持っています。学級数が違うために、教育を受ける子供たちの教育内容まで違ふ。機会均等は一体どうなりますか、教育の。こういうことを文部省自身が許しているんです。私は、少なくとも学習指導要領を尊重する気なら、これに基づいて学校施設もしっかりつくつてもらわなくては困る、特別教室の問題もまたその一例である、こういうことをあえてこの際強調したいわけですが、その点、文部大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(高見三郎君) それは、もうお話のとおりだと思います。したがって、私どもは、この改善正には、先ほどから申し上げておきますとおり、前向きに検討いたしますということを申し上げておきます。

○加藤進君 私は一番初めに特に大臣にただしたわけでございますけれども、そもそもこの法改正のスタートは、学校の施設の整備充実をはかる、これも急速にやらなくてはならぬ、こういうところから発足しておると思ひます。したがって、そのための法改正ですから、せつかく先行取得まで考へ、あるいは補助率の引き上げまで考へておられるのですから、ぜひともこの機会にいま申し上げましたような諸点について、文部省が、真に子供たちの教育権の保障、教育の機会均等、そして学習指導要領の趣旨内容に少なくとも沿うような教育を実施する、こういう責任の上で、前向きに検討はまことにけっこうでございますけれども、単にことばの上の検討ではなしに、積極的にいつまで必ずそういう方向で実施に移す、こういう点を御確約をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほど大臣がお答えになりましたように、私もといたしましては最善の努力をいたしたいというふうに考へます。ただ、小規模学校における特別教室でございますが、音楽教室とかあるいは図工教室とか、そういう特定の教室を整備するということもこれも一つの考へ方かと思ひますが、何らかのくふうを普通教室に加えることによりまして、普通教室が同時に音楽教室あるいは図工教室としても使用し得ると申しますか、そうした機能を果たし得るといふような、そういうくふうの余地もあろうと思ひますが、そういう点も含めて検討させていただきたいと思ひます。

○加藤進君 ことばを返すようでございますけれども、そもそもそういう特別の教育内容を実施していくという趣旨のためにこそ普通教室のほかに特別教室というものがあつたわけですから、その特別教室を十分に整備充実する、こういう方向に努力していただくのは私は当然の道だと思ひます。最後に、特に文部省当局の皆さんに強調したいのは、三年前に自治省と文部省が特に人口急増地に対して特別立法をつくらうと、こういういわば

企てがあつたやに私は聞いておるわけです。その内容としては、三年間の先行整備を実施する、用地費については二分の一の補助を行なう、校舎、屋内体操場については三分の二の国庫補助を行なう等々の内容を盛り込んだ特別立法だと聞いておりますが、私は、三年前に自治省と文部省との間にこのような前向きないわば話し合いが行なわれておるほどなら、三年後の今日なぜこれが実施に移し得ないのか、こういう感を持たざるを得ないわけでございます。少なくともこのような方向と線に沿うて教育条件の整備拡充にぜひとも真剣に取組んでいただきたい、このことを私は強く要望するわけでありませう。御承知のように、これは学制百年といわれますけれども、教育基本法の制定二十五周年に当たります。教育基本法の第十条には、教育行政の最も重要な仕事は教育条件の拡充整備にあるということがうたわれておるわけでございます。その趣旨を正しくことごとし行政の面において生かしていかなくてはならぬ、こういう任務がとりわけあると考へるわけでございます。その意味から見ても、今度の法改正は一步前進ではあるけれども、しかし、なお非常に不十分さがあつた欠陥がある、その点を私は指摘したわけでございます。そういう点についてさらに前向きに勇断をもつて教育基本法の趣旨精神にそむかないような行政を積極的に実施していただきたいと心からお願い申し上げます、その点について高見文部大臣の御所見を最後に承りたいと思ひます。

○國務大臣(高見三郎君) 加藤さんのいまのお話、私もそのとおりだと思つております。が、御承知のように、急増地帯の土地取得の補助金というものの制度ができましたのは去年からのことでございます。いま進行中でありませう。したがって、私は、これを漸を追うて充実していくという形で、これは私は御不満があるのは無理ないと思ひます。たとえば、小学校の校舎については新築は二分の一にするが、屋体は三分の一にしないかと言われれば、そのとおりであります。けれども、これはまあ国の財政上の事情もありませんし、来年にはぜひとも三分の二にしてもらうというよりな逐次改善を加えていくということ以外に、その辺のことは御理解をいただいております。

○委員長(大松博文君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

○委員長(大松博文君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

○委員長(大松博文君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大松博文君) 全会一致と認めます。よつて、本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大松博文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十八分散会

五月二十五日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十九日)

一、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附則

1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済組合法第三十五条第一項第一号の改正規定及び次項の規定は、同年四月一日から施行する。

五月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、理科教育振興法の一部を改正する法律案(衆)
二、学校図書館法の一部を改正する法律案(衆)
一、学校教育法等の一部を改正する法律案(衆)

理科教育振興法の一部を改正する法律案
理科教育振興法の一部を改正する法律案
理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「理科に関する教育」を「理科、算教及び数学に関する教育」に改める。
第九条第一項第一号中「設備」の下に「(算教又は数学に関する教育のための設備にあつては、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三十三号)及び公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五百二十二号)の規定により国がその経費を負担する教材以外のもの、当該教育のため特に必要なものとする。)」を加える。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の補助金から適用する。
2 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。
第三条中「第九条に規定する経費」を「第九条

に規定する理科に関する教育に係る経費」に改める。

3 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五百二十二号)の一部を次のように改正する。
第六条中「第九条に規定する経費」を「第九条に規定する理科に関する教育に係る経費」に改める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約八億二千五百万円の見込みである。

学校図書館法の一部を改正する法律案
学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第一章の章名を削る。

第二条、「小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む)、中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む)及び高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)」を「小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校(幼稚部のみを置く盲学校、聾学校及び養護学校を除く。以下「学校」という。)」に改める。
第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「司書教諭」の下に「及び学校司書」を加え、同条を第六条とする。
第二章及び第三章を削る。
本則に次の三条を加える。

(司書教諭及び学校司書)
第七条 学校には、司書教諭を置かなければならない。ただし、児童又は生徒の数が少ないことその他の文部省令で定める特別の事情がある場合は、この限りでない。
2 学校には、文部省令で定めるところにより、

学校司書を置くものとする。

3 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する校務を処理する。
4 学校司書は、司書教諭の監督を受け、図書館資料の整理、保存その他の専門的業務に従事する。

第八条 司書教諭は、教諭をもつて充てる。この場合において、当該教諭は、次の各号の一に該当する者でなければならない。
一 大学において文部省令で定める学校図書館に関する科目を履修した者
二 司書教諭の講習を修了した者
2 学校司書は、事務職員をもつて充てる。この場合において、当該事務職員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。
一 大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は文部省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められた者で、大学において文部省令で定める学校図書館に関する科目を履修した者又は学校司書の講習を修了した者
二 高等学校を卒業した者又は文部省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者で、三年以上学校図書館に係る事務に従事し、かつ、学校司書の講習を修了した者

三 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)による教諭の普通免許状を有する者で、前項各号の一に該当するもの
(司書教諭及び学校司書の講習)
第九条 前条第一項第二号に規定する司書教諭の講習並びに同条第二項第一号及び第二号に規定する学校司書の講習は、大学が、文部大臣の委嘱を受けて行なう。
2 前項の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部省令で定める。
附則第二項を次のように改める。

3 削除
附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
2 この法律の施行後五年間は、司書教諭に充てる教諭は、この法律による改正後の学校図書館法(以下「新法」という)第八条第一項の規定にかかわらず、同項各号の一に該当する者であることを要しない。

3 当分の間、新法第七条第二項の規定により学校司書を置く場合において、新法第八条第二項に規定する学校司書の資格を有する者が得られないときは、事務職員で、高等学校を卒業した者又は文部省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められたものに学校司書の職務を行なわせることができる。(旧大学令等による学校を卒業した者等の取扱)

4 新法第八条第二項第一号に規定する大学を卒業した者には、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校(師範学校及び青年師範学校の予科を除く)又はこれらの学校に準ずる学校で文部省令で定めるところを卒業し、又は修了した者を、新法第八条第二項第二号及び前項に規定する高等学校を卒業した者には、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)、旧高等学校令又は旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)の規定による中等学校、高等学校若しくは若しくは青年学校若しくはこれらに準ずる学校で文部省令で定めるところを卒業し、又は修了した者を、それぞれ、含むものとする。(地方財政法の一部改正)

5 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第十号中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とする。

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 専修学校

第八十二条の二 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行なうもの(当該教育を行なうにつき他の法律に特別の規定があるもの及びわが国に居住する外国人をもつばら対象とするものを除く)は、専修学校とする。

一 修業年限が一年以上であること。

二 授業時数が文部大臣の定める授業時数以上であること。

三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第八十二条の三 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

専修学校の高等課程は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があるものと認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行なうことを目的とする。

専修学校の専門課程は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行なうこ

とを目的とする。

専修学校の一般課程は、高等課程又は専門課程の目的とする教育以外の前条の教育を行なうことを目的とする。

第八十二条の四 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

第八十二条の五 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者でなければ、設置することができない。

一 専修学校を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

二 経営者が専修学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

三 経営者が社会的信望を有すること。

第八十二条の六 専修学校は、次に掲げる事項について文部大臣の定める基準に適合していなければならない。

一 目的、生徒数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数

二 目的、生徒数又は課程の種類に応じて置かなければならない校地及び校舎の面積、位置及び環境

三 目的、生徒数又は課程の種類に応じて置かなければならない施設及び設備

四 目的又は課程の種類に応じた教科及び編制の大綱

第八十二条の七 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。

専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部大臣の定める資格を有する者でなければならない。

第九条の規定は、第一項の校長及び教員に

準用する。

第八十二条の八 国が設置する専修学校のほか、専修学校の設置廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む)、設置者の変更及び目的の変更は、監督庁の認可を受けなければならない。

監督庁は、専修学校の設置(高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む)の認可の申請があつたときは、申請の内容が第八十二条の二、第八十二条の三及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可を決定しなければならない。

前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可に準用する。

監督庁は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を附した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

第八十二条の九 専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときは、他政令で定める場合に該当するときは、監督庁に届け出なければならない。

第八十二条の十 第五条、第六条、第十条から第十四条まで及び第三十四条の規定は、専修学校に準用する。

監督庁は、前項において準用する第十三条の規定による処分をしようとするときは、当該専修学校の設置者に対して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

監督庁は、第一項において準用する第十三条の規定による処分をするときは、理由を附した書面をもつて当該専修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

第八十三条第二項中「各種学校」を「専修学校」に、「第一条」を、「同条に改め、同条第一項、第三項及び第四条を削り、同条に次の一項を加える。

高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等専修学校の名称を、専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校と称し、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

第八十四条第一項中「各種学校」を「専修学校」に改め、同条第二項中「各種学校」を「専修学校」に改め、「同項の規定による勧告に従つて」を削る。

第八十九条中「第八十三条第三項」を「第八十二条の十第一項」に改める。

第九十二条中「第二項」を削る。

第一百六条第一項中、「第八十三条第四項」を削り、同条に次の一項を加える。

第八十二条の八及び第八十二条の九並びに第八十二条の十第一項において準用する第十三条及び第十四条の監督庁は、公立の専修学校については、当分の間、都道府県の教育委員会とする。

(私立学校法の一部改正)

第二条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 この法律において「専修学校」とは、学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいう。

第四条第二号中「の私立学校」の下に「及び私立専修学校」を加え、同条第四号中「学校法人」の下に「及び第六十四条第四項の法人」を加え、同条第五号中「第二号に掲げる私立学校」の下に「又は私立専修学校」を加える。

第九条第二項中「私立各種学校」を「私立専修学校」に改める。

第十条第二項第一号中「園長」の下に、「私立専修学校の校長を、これらの学校の下に、若しくは専修学校を、学校法人の下に、若しくは第六十四条第四項の法人」を加え、同条第四項中、「養護学校若しくは各種学校」を「若しく

専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

は養護学校に改め、「若しくは第六十四条第四項の法人」を削る。

第十一条第一項中「目的とする団体」の下に「又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体」を加え、「私立学校の総数」を「私立学校又は私立専修学校の総数」に改め、「ときは、」の下に「それぞれ」を加え、「幼児の数が」を「幼児の数又はその団体を組織するこれらの私立専修学校に在籍する生徒の数が、それぞれ」に改め、「幼児の総数」の下に「又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校に在籍する生徒の総数」を加え、同条第二項中「候補者の数」を「候補者の総数」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項の私立専修学校の団体が推薦する候補者の数は、都道府県知事が定める。

第十一条第四項中「私立学校の団体が」を「私立学校の団体又は私立専修学校の団体がそれぞれ」に改め、「組織する私立学校」の下に「又は私立専修学校」を、「団体に対して」の下に「それぞれ」を加え、同条第五項中「私立学校の団体が」を「私立学校の団体又は私立専修学校の団体がそれぞれ」に改める。

第十五条中「各種学校」を「専修学校」に改める。

（私立専修学校等）

第六十三条の二 所轄庁は、私立専修学校について、学校教育法第八十二条の八第一項の規定及び第八十二条の十において準用する同法第十三条の規定にかかわらず、次に掲げる権限を有する。

一 私立専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む）、設置者の変更及び目的の変更の認可を行なう

こと。

二 私立専修学校が、法令の規定若しくはこれに基づき所轄庁の命令に違反したとき、又は六月以上授業を行なわなかつたときに、その閉鎖を命ずること。

三 所轄庁は、前項第二号の処分をしようとするときは、あらかじめ、設置者による旨及びその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

四 所轄庁は、第一項第一号の認可をしない処分をする場合又は同項第二号の処分をする場合には、理由を附した書面をもつて申請者又は設置者による旨を通知しなければならない。

第六十四条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

第五条第二項、第六条及び第八条第一項の規定は、私立専修学校について準用する。この場合において、第八条第一項中「私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校」とあるのは「私立専修学校」と、「第五条各号」とあるのは「第六十三条の二第一項各号」と読み替えるものとする。

第六十四条第二項中「各種学校」を「専修学校」に改め、同条第三項中「各種学校」を「専修学校」に、「私立各種学校」を「私立専修学校」に改め、同条第四項中「各種学校」を「専修学校」に改め、同条第五項中「私立各種学校」を「私立専修学校」に改める。

附則中第二十項を第二十五項とし、第十七項から第十九項までを五項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の五項を加える。

17 第四条第二号、第五条、第六条、第八条第一項、第九条第二項、第十一条及び第五十九条の規定中私立学校のうちには、当分の間、学校教育法第一百零二条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校（以下「学校法人立以外の私立の学校」という。）を

含むものとし、第五十九条の規定中学校法人のうちには、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。

18 学校法人立以外の私立の学校を設置する者に係る第五十九条の規定の適用については、

同条中「所轄庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替え、同条のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第四項第一号 | その業務 | 当該学校の経営に関する業務 |
|--------------|--|---|
| 第四項第二号 | 予算が | 当該学校の経営に関する予算が |
| 役員が | 役員が | 当該学校の経営を担当する者（当該学校を設置する者が法人である場合にあつては当該学校の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該学校を設置する者が法人以外の者である場合にあつては当該学校を設置する者をいう。以下この号において同じ。）が |
| 、法令 | 、法令 | 又は法令 |
| 処分又は寄附行為 | 処分又は寄附行為 | 当該学校についての処分 |
| 当該役員が解職をすべき旨 | 当該役員が解職をすべき旨 | 当該学校の経営を担当する者の担当を解くべき旨（当該学校を設置する者が法人以外の者である場合にあつては、当該学校の経営に関する人事の是正のため必要な措置をとるべき旨） |
| 当該学校法人の理事 | 当該学校を設置する者（当該学校を設置する者が法人である場合にあつては、当該法人の代表者） | 当該学校を設置する者（当該学校を設置する者が法人である場合にあつては、当該法人の代表者） |
| 解職しよう | 担当を解こう | 担当を解こう |
| 文部大臣 | 附則第十九項の規定による特別の会計について、文部大臣 | 附則第十九項の規定による特別の会計について、文部大臣 |
| 第九項 | 所轄庁の定めるところにより、同項 | 附則第十九項の規定による特別の会計について、所轄庁の定めるところにより、前項 |
| 関係者 | 関係者 | 当該学校の経営に関係のある者 |
| 質問させ | 質問させ | 当該学校の経営に関し質問させ |
| その帳簿 | その帳簿 | その学校の経営に関する帳簿 |

19 学校法人立以外の私立の学校を設置する者
で第十七項の規定に基づき助成を受けるもの
は、当該助成に係る学校の経営に関する会計
を他の会計から区分し、特別の会計として経
理しなければならぬ。この場合において、
その会計年度については、第四十八条の規定
を準用する。

20 前項の規定による特別の会計の経理に当た
つては、当該会計に係る収入を他の会計に係
る支出に充ててはならない。
21 学校法人立以外の私立の学校を設置する者
で第十七項の規定に基づき補助金の交付を受
けるものは、当該交付を受けることとなつた
年度の翌年度の四月一日から起算して五年以
内に、当該補助金に係る学校が学校法人によ
つて設置されるように措置しなければならぬ。

(産業教育振興法の一部改正)
第三条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二
百二十八号)の一部を次のように改正する。
第十九条第二項中「学校法人に対し」を削り、
「第七項まで」の下に「並びに附則第十七項及び
第十八項」を加える。

(理科教育振興法の一部改正)
第四条 理科教育振興法(昭和二十八年法律第百
八十六号)の一部を次のように改正する。
第九条第三項中「学校法人」を「私立の学校の
設置者」に改め、「第七項まで」の下に「並びに附
則第十七項及び第十八項」を加える。

(日本私学振興財団法の一部改正)
第五条 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律
第六十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第四号を次のように改める。
四 専修学校 学校教育法第八十二条の二に
規定する専修学校をいう。

第二十條第一項第二号中「各種学校」を「専修
学校」に改める。
附則第七條を次のように改める。

(私立学校等の特例)
第七条 この法律(第二十条第一項第一号を除
く)において、私立学校には、当分の間、学
校教育法第二百一条第一項の規定により学校法
人以外の者によつて設置された私立の盲学
校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含み、学
校法人には、当分の間、これらの学校を設置
する当該学校法人以外の者を含むものとし、
その者に係る附則第十四条の規定の適用につ
いては、同条第一項及び第三項中「所轄庁」と
あるのは、「都道府県知事」とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。
(特定の教育施設についての特例)
第二条 文部大臣の定める教育施設に係る改正後
の学校教育法(以下「新法」という。)第八十二条
の二第三号の規定の適用については、当分の
間、同号中「四十人以上」とあるのは、「文部大
臣の定める人数以上」とする。

(旧各種学校等に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に存する改正前の
学校教育法(以下「旧法」という。)の規定による
各種学校(以下「旧各種学校」という。)に關して
は、次項の規定により新法の規定による専修学
校となつたものを除き、学校教育法その他の法
令の適用については、なお従前の例による。

2 旧各種学校(わが国に居住する外国人をもつ
ばら対象とする教育施設に該当するものを除
く。)で新法の規定による専修学校の教育を行な
おうとするものは、新法の規定による高等課
程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受け
ることにより、新法の規定による専修学校とな
ることが出来る。

3 この法律の施行の際現に高等専修学校、専門
学校又は専修学校の名称を用いている教育施設
は、新法第八十三条第二項の規定にかかわらず

ず、昭和四十九年三月三十一日までの間は、な
お従前の名称を用いることができる。

4 この法律の施行前にした行為及びこの附則の
規定により従前の例によるものとされた旧各種
学校に係るこの法律の施行後にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(関係法律の一部改正)
第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)の一部を次のように改正する。
別表第三第二号(中)「各種学校」を「専修学校」
に改める。

別表第七第一号の表私立学校審議会の項中
「私立各種学校」を「私立専修学校」に改める。
第五条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう
り師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百
十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項中「第八十三条第一項の
学校」を「第八十二条の二の専修学校」に改める。
第六条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第
一号)の一部を次のように改正する。
第二十二條中「各種学校」を「専修学校」に改め
る。

第七条 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四
十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「第八十三条に定める各種学
校」を「第八十二条の二に定める専修学校」に改
め、同条第六号の次に次の一号を加える。
六の二「専修学校教育」とは、専修学校にお
ける教育をいう。

第十二条第一項第三号の次に次の二号を加え
る。
三の二 専修学校教育の振興に關し、企画し、
及び援助と助言を与えること(他部局に属
するものを除く)。
三の三 専修学校教育の基準の設定に關する
こと。
第八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一

号)の一部を次のように改正する。
第二条第二号中「各種学校」を「専修学校」に改
める。

別表第二(イ)項第四号中「各種学校」を「専修学
校」に改める。
第九条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六
号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「各種学校を含み、修業年限
が一年未満のものを除く」を「専修学校を含む」
に改める。

第十条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八
年法律第二百四十五号)の一部を次のように改
正する。
第二十九條の二第三号中「私立各種学校」を
「私立専修学校」に改める。

第十一条 学校保健法(昭和三十三年法律第五十
六号)の一部を次のように改正する。
本則に次の一条を加える。
(専修学校の保健管理)
第二十二條 専修学校には、保健管理に關する
専門的事項に關し、技術及び指導を行なう医
師を置くよう努めなければならない。

2 専修学校には、健康診断、健康相談、救急
処置等を行なうため、保健室を設けるよう努
めなければならない。
3 第二条、第三条、第六条、第七条、第八条
第一項及び第三項、第九条第一項、第十条か
ら第十四条まで並びに前二条の規定は、専修
学校に準用する。

第十二条 首都圏の既成市街地における工業等の
制限に關する法律(昭和三十四年法律第十七号)
の一部を次のように改正する。
第二条中「各種学校」を「専修学校」に改め、同
条第三項中「第八十三条第一項」を「第八十二条
の二」に改める。

第十三条 激甚災害に対処するための特別の財政
援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五
十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第七項まで」の下に「並びに附則第十七項及び第十八項」を加え、同項後段を削る。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十四条 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「各種学校」を「専修学校」に改め、同条第三項中「第八十三条第一項」を「第八十二条の二」に改める。

第十五条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号ロ中「私立各種学校」を「私立専修学校」に、「第八十三条第一項（各種学校）」に規定する各種学校を「第八十二条の二（専修学校）」に規定する専修学校に改める。

別表第一第一号の表名称の欄中「各種学校」を「専修学校」に改める。

第十六条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表名称の欄中「各種学校」を「専修学校」に改める。

第十七条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の表名称の欄中「各種学校」を「専修学校」に改める。

第十八条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第三号中「各種学校」を「専修学校」に改める。

昭和四十七年六月十日印刷

昭和四十七年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局